

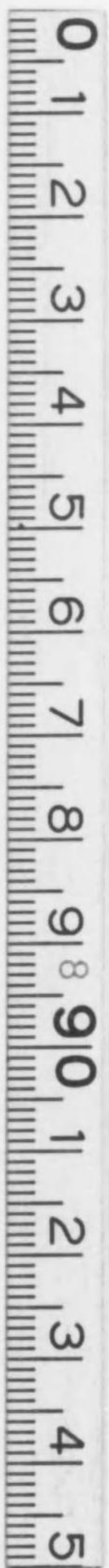
384-43



1200501455384

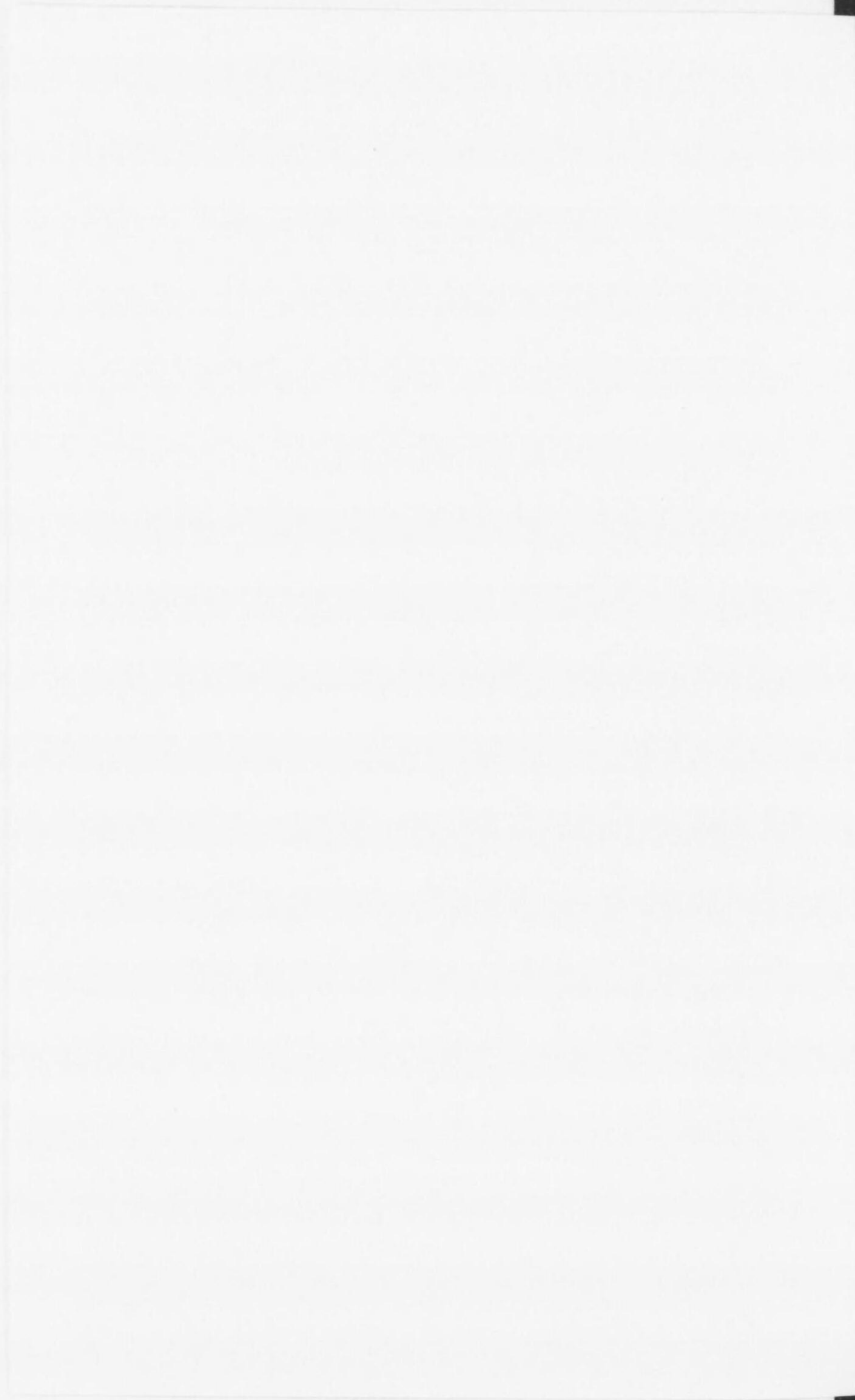
384

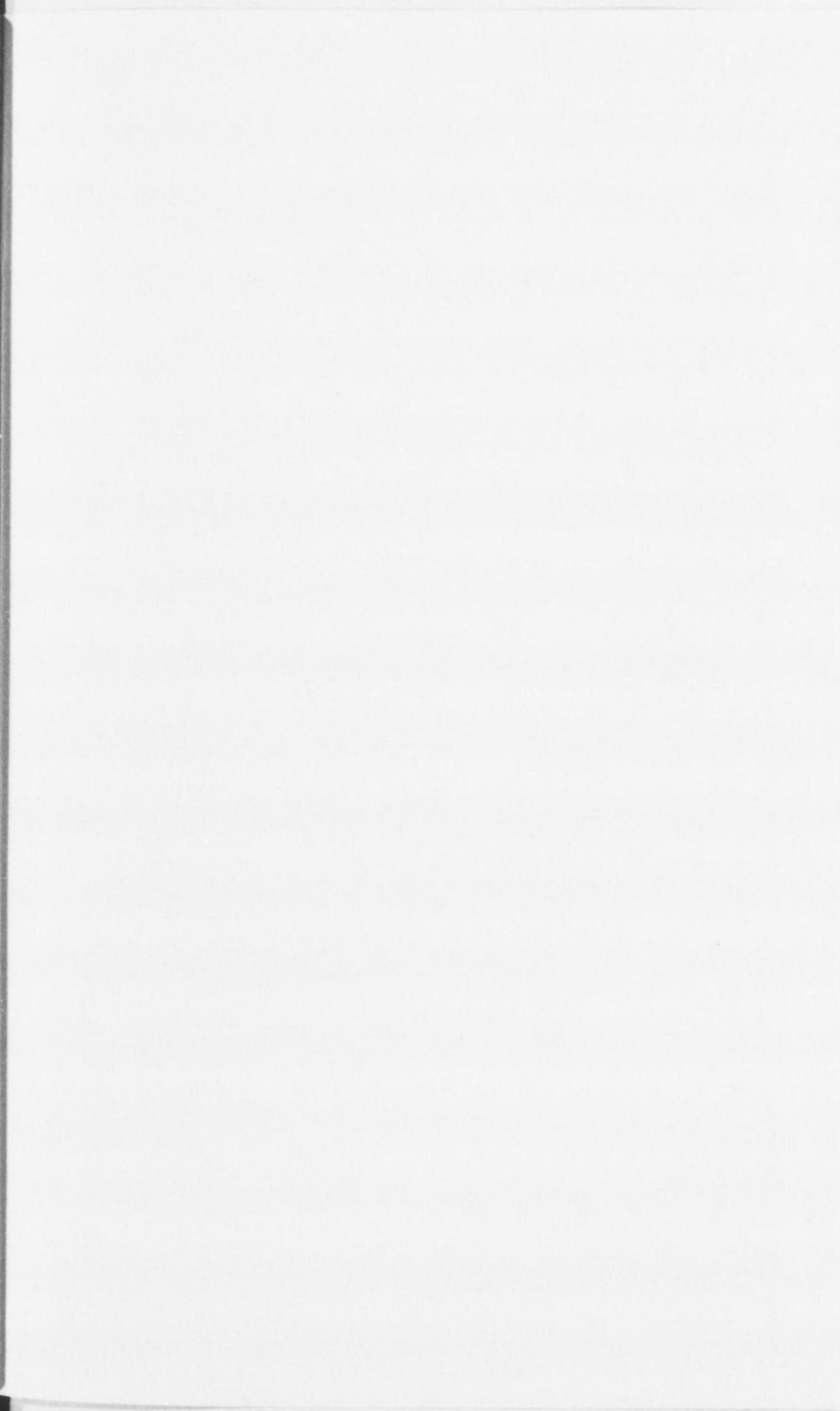
43



始







IT2M-89



文久大勢一變中篇





大原重德寫真(伯大原重明所藏)

文久大勢一變中篇刊行に就て

時勢の力

井伊直弼反動政策は、大原重徳が勅使として、嶋津久光が其の添役として東下して以來、殆んど完全に之を顛覆し去つた。嶋津、大原の東下は決して其の原因ではないけれども其の縁起である。詳に言へば、嶋津の東下を機會として、之を遺憾なきまでに破壊し去つた。誰が之を然らしめたと云はゞ、時勢と云ふの外はあるまい。然も誰の手を藉りてと云へば、外からは大原、嶋津、内からは徳川慶喜と松平春嶽等であり、更らに長と土との力を計上せねばならぬ。然も總括的に云へば、朝廷の勢力——京都の勢力——が、江戸に及びたるものだ。而して何故に朝廷の勢力が斯く江戸に及ぶに到つたかと云へば、それは時勢だ。その時勢は誰が之を作爲したかと云へば、手近く云はゞ、彼理提督も其人だ。井伊直弼も其人だ。水戸齊昭も其人だ。吉田松陰、橋本左内も其人だ。藤田東湖、會澤愷齋なども其人だ。併し尤も有效的の感化を與へ玉うたるは、實に孝明天皇であらせ

二
らるゝ、要するに、或は順縁となり、或は逆縁となり、以て期せずして尊皇倒幕の途を促進した。

尊皇倒幕の殊勳者

凡そ時勢を刺戟し、若しくは利導するものは、必らずしも其の味方の力のみではない。時としては其の反對者の力をも、併用し、互用し、必用とする場合がある。乃ち水勢を激するには、その抵抗力が必須なるが如きと一般だ。此の意味からして我等は繰り返して云ふ、尊皇倒幕の殊勳者には、井伊直弼も亦た數ふべき一人である。然も此れは彼自身の目的であつたと云はゞ、彼を誣ふるものだ。彼は其の心事は尊皇にせよ、尊幕にせよ、何れにしても其の畢生の目的は、阿部正弘の公武合體を顛覆して、徳川幕府の傳統的、委任政治に復舊せしめんとしたるものだ。

薩藩の妥協性

寺田屋事件は慘は即ち慘、然も若し之が他藩に於て行はれたらんには、恐らく

は其の慘禍は、徹底的に發展したであらう。然るに之を只だ其の事件だけに切り止めたのは、流石に薩人の手際と云はねばならぬ。それは薩人の洪量と云はん乎、雅懐と云はん乎、將た天成の妥協性と云はん乎、彼等は自から止まる所に止るを知つた。若し之が他藩にあらしめば、西郷隆盛の如きも、決して其の生命を、南海の孤嶋に全うすることは出来なかつたであらう。或者は寺田屋事件によりて、薩人の惨忍を見るも、或者は又た之によりて薩人の寛裕を見る。否な少くとも其の功利的であり、打算的であり、徒らに事を構へて、敵を作るの不可なるを、自得しつゝ、ある、其の薩藩固有の特性を認識する。

生麥事件の責任者

生麥の事件は、本文中に之を詳叙したれば、今茲に論ずる必要はない。されど、一般的に云へば、日本人が攘夷熱にかぶれ、その極濫りに外人を殺すに到りたるは、所謂攘夷論鼓吹者の責任にして、彼等が一人の外人を殺す毎に、國家は其の代償として、一步を外人に譲り、其の効果から觀察すれば、日本の國權の縮小

國利の減退、一として攘夷家の責任ならざるはなしとは、幕府時代の開國論者の口吻にして、幕府時代を経て、明治時代に於ける言論の雄であつた福澤諭吉、福地源一郎の如き、亦た這般の論を機に觸れ會に投じて傲す一再でなかつた。此れは決して頭から反對すべき程の妄説ではない。仔細に考ふれば、彼等の所見は決して架空の揣摩ではない。事實に馮據する所がある。

方便の攘夷論

攘夷論者必らずしも心からの攘夷家でなきは、水戸烈公の如き、藤田東湖の如き、皆然らざるは無し。本來日本には生へ抜き、の攘夷論者の存す可き筈はない。日本の國民性には、攘夷の血液は、恐らくは一點滴もあるまい。或者は一戦して彼を懲し、而して後和せんと欲し、或者は内に攘夷の氣勢を揚げ、外に平和の實を擧ぐ可しと目論見、或者は攘夷論は、幕府を困却せしめ、當惑せしめ、而して幕府を自滅せしめ、潰崩せしむる所以の近徑として、故らに之を唱道したるものさへあつた。されば攘夷論は、決して單純にあらず。一個の攘夷論も、之を分析す

攘夷論の緣起

れば、十人十色であつた。然も今茲に見逃す可からざる攘夷論の原因と云はざるも、其の緣起がある。それは外人の我に對する暴慢無禮——若しくは暴慢無禮と想はしめたる——の言動が、之を刺戟し、之を激發したる一事である。例せば生麥事件の如きも、若しリチャードソン輩が、恭しく嶋津久光の行列を、道傍に避けたらんには、如何に荒らくれて血に渴したる薩摩隼人も、無暗矢鱈に外人に切つて掛る可き筈は無い。所謂「瞋拳不打笑面」とは、此事だ。然るに彼等の或者は香港より新來の英人にして、香港に於ける支那のクローリを見るの眼を以て、我を見たから、遂に其の衝突を惹起したるものだ。

予(林董)が知れるヴァンリードと云ふ米人は、日本語を解し、頗る日本通を以て自任したるが、リチャードソン等よりも前に、島津の行列に逢ひ、直に下馬して、馬の口を執り、道の傍に佇み、駕の通る時、脱帽して敬禮し、何事なく江戸に到着したる後、リチャードソンの生麥事件を聞き、日本の風を知らずして、倨傲無禮の爲めに、殃を被りたるは、是れ自業自得なりと予に語れり。リチャ

ルドンが横濱を出る時、友人の忠告に答へたりと云ふ所に照らせば、左も
 ありしならん〔伯爵林董、後は昔の記本文再録、四四八頁参照〕
 此の一節は、若し當時生麥事件の法廷を開きたりとせば、被告に取りて、尤も有
 利なる一證案たらずんばあらずだ。

外人の暴
 慢

幕府時代からの洋學者にして、恒に無謀の攘夷論を笑倒したる福澤諭吉は、其
 の自傳に於ける、歐洲滯在中の記事に於て、左の如く語つて居る。
 又龍動に居るとき、或社中の人が社名を以て、議院に建言したと云ふて、其の
 草稿を、日本使節に送て來た建言の趣意は、在日本英國の公使アールコック
 が、新開國たる日本に居て、亂暴無狀、恰も武力を以て征服したる國民に臨む
 が如し云々とて、種々様々の證據を舉げて、公使の罪を責る。其の證據の一に、
 公使アールコックが、日本國民の靈場として尊拜する芝の山内に騎馬にて
 乗込たるが如き、言語に絶えたる無禮なりと痛論した節もある。私は此建言

書を見て大に胸が下つた。成るほど世界は鬼ばかりでない。是れまで外國政
 府の仕振を見れば、日本の弱身に付込み、日本人の不文殺伐なるに乗じて、無
 理難題を仕掛けて、眞實困て居たが、其の本國に來て見れば、公明正大、優しき
 人もあるものだと思つて、ますます平生の主義なる開國一偏の説を、堅固にし
 たことがある。〔福翁自傳〕

止むを得
 め攘夷論

此れは一應尤なる説だ。但だ楯には両面ある。若し當時の攘夷論者をして、此言
 を聞かしめば、外人自からでさへも、自國公使が日本に對して、暴慢無禮なるを
 彈劾しつゝ、あるではない乎、矧んや日本國民に於てをや。いかでか之を雲烟過
 眼に附することが出來よう。乃ち寶刀を抜いて洋夷の血を染めんとするも、武
 士の魂としては、止むを得ぬ次第であると云うたであらう。

單純なら
 め攘夷論

要するに當時の攘夷論は、決して單純なる攘夷論ではなかつた。それには種々
 の魂膽もあつた。特に長州の航海遠略的の開國論より、赤熱なる攘夷論に轉向

したのは、之を内にしては、長井雅樂によりて、長藩が被りたる朝廷の不首尾、志士仲間の不評判を拂拭せんが爲めであり、之を外にしては、薩藩との對抗と云はずんば、對立上彼が爲めに先せられんことを恐れたる結果にして、之を正真正銘の攘夷論とのみ見る可きでないことは勿論である。特に長藩の攘夷論の急先鋒たる吉田松陰社中の如きは、暗に之を以て尊皇斥霸の楔子と認めたるが爲めと云ふも、決して臆測の見ではあるまい。然も之を概括的に考慮すれば、攘夷論をして天下に流行せしむるに到たるは、外人彼等自から招きたるもの、十中の八九と云はずんば、六七であると云はねばならぬ。彼等は案外他國の民族を見るの明が乏しかつた。彼等は、何時までも、日本人を諒解しなかつた。此の一點に於ては、第十九世紀の歐米人は、十六世紀の中期に來朝したる一宣教師ザヴィエーの一隻眼にだも如かざる趣が無いでも無し。

外人自ら
招ける攘
夷論

昭和九年九月廿三日午後五時、大森山王草堂、斜照窓を射るの處に於て、豫じめ今夕の中秋名月を期待しつゝ、

蘇峰七十二叟

例言

- 一 本篇は修史第二期孝明天皇時代の第十八冊、織、豊、徳以來通計四十七冊。
- 一 本篇は昭和七年九月廿一日起稿、昭和八年一月十四日脱稿。
- 一 目下第四十八冊「文久大勢一變下篇」第四十九冊「尊皇攘夷篇」第五十冊「攘夷實行篇」第五十一冊「大和及生野義舉」第五十二冊「文久元治の時局」第五十三冊「元治甲子禁門の變」第五十四冊「筑波山一舉」を稿了し、目下第五十五冊「内外交渉篇」を起稿しつつある。
- 一 即今明治書院に於て、一冊乃至五十冊の普及版刊行の企、正に熟し、既に之を發表した。然も此れ唯だ本書を天下に普及せしめんと欲する方法の一にして、本書の刊行は、定例の如く、繼續して渝るところ無し。
- 一 本書の編纂、校正、一切前例に據る。

昭和九年九月廿三日 大森山王草堂に於て

二

蘇峰七十二叟

近世日本
國民史 文久大勢一變中篇 目次

第壹章 寺田屋事變の善後策

一 寺田屋事件の勅書

寺田屋事變なかりせば如何(一) 寺田屋事變の影響(二) 島津氏浪士鎮靜内命要
望(二) 島津氏に勅書下賜(四) 忠憤却て違勅(四) 岩倉裏面の手(五)

二 島津久光の奉答書(一)

近衛忠房口述副書(五) 酒井辭役要望(六) 岩倉に秘密(六) 朝廷風向の一變(七)
久光奉答本文(七) 一半責任を長州に歸す(八)

三 島津久光の奉答書(二)

更に久光の呈書(九) 酒井排斥の困難(一〇) 近衛氏御杞憂(一〇) 天皇刀を久
光に賜ふ(一一) 忠房内書(一一) 勅書寫(一二) 久光の献金返還(一三)

目次

一

第二章 井伊政策の壊崩……………一五

四 幕府の自發的讓步……………一五

坂下門事變の打撃〔一五〕 幕閣の變動〔一五〕 井伊計畫水池〔一六〕 井伊派全滅〔一六〕 薩長公然の運動〔一七〕 鳥津の安藤排斥〔一八〕 幕府自體の改革〔一八〕 註 在京薩長の實力〔東西評林〕……………一九

五 所謂る毛利慶親の意見……………二〇

大英斷の要〔二〇〕 群雄割據の勢馴致〔二〇〕 幕府の朝廷欺罔〔二一〕 京都方の憤激〔二一〕 兩人對座の光景〔二二〕 慶親の改革意見〔二二〕 幕閣驚畏〔二三〕 慶親の威嚇〔二三〕 長井に詰問勸告〔二四〕 長井上京を命ず〔二四〕 右説の真相〔二五〕

六 一陽來復(一)……………二五

幕府の暴政取消〔二五〕 一橋卿以下赦免〔二六〕 近衛慶司以下宥許申出〔二六〕 九條關白辭表捧呈〔二七〕 九條へ宸翰下賜〔二八〕 辭表提出の安全〔二八〕 慶司

青蓮院宮に御配慮〔二九〕 來臨從前通り〔二九〕 准后慰安の依頼〔三〇〕

七 一陽來復(二)……………三一

幕府の赦免奏上〔三一〕 足張慶親赦免〔三一〕 徳川慶喜赦免〔三二〕 松平慶永赦免〔三二〕 山内豐信赦免〔三二〕 武家傳奏への別紙申達〔三三〕 九條氏異議無し〔三四〕 近衛慶司以下宥免〔三五〕 青蓮院宮御宥免〔三五〕 三條氏恩賜〔三六〕

第三章 松平慶永の再出仕……………三七

八 松平慶永と閣老との問答(一)……………三七

幕府慶永を要す〔三七〕 慶永登城〔三七〕 久世板倉との會談〔三八〕 久世の助言依頼〔三八〕 慶永謝絶〔三九〕 久世將軍上洛問題提出〔三九〕 慶永堅く謝絶〔四〇〕

九 松平慶永と閣老との問答(二)……………四一

久世慶永の上京を乞ふ〔四一〕 慶永更に謝絶〔四一〕 板倉また勸説〔四二〕 台命にて勸説〔四二〕 慶永止むなく承引〔四三〕 兩閣老喜悅〔四四〕 折々登城の申達〔四四〕

一〇 松平慶永將軍に進言す(一)……………四五

將軍上洛問題(四五) 慶永將軍上洛賛成(四六) 將軍慶永面接(四六) 初対面挨拶(四七) 上洛一件詰問(四七) 慶永の尊皇論(四八)

一 一 松平慶永將軍に進言す(二)……………四九

國是確立の要(四九) 公平無私の要(五〇) 形迹にて天下治らず(五〇) 將軍威權失墜の難(五一) 水戸の冤(五二) 一橋慶喜を辨ず(五三)

註 久世廣周京都の形勢を水戸慶篤に語る(原田明善日記)……………五四

第四章 毛利氏の京都運動……………五七

一 二 毛利慶親の將軍上洛に關する意見書……………五七

慶親意見書提出(五七) 公武合體運動來由(五八) 諸藩直接朝廷交渉の弊(五八) 慶親建言の理由(五九) 幕府威光確立の要(五九) 將軍上洛の要(六〇) 建白の主旨(六〇) 國是違背者の處置(六一) 建言決意の次第(六一)

一 三 長井雅樂中根雪江を説く……………六二

春嶽閣老詰所出勤(六二) 長井の福井藩邸訪問(六二) 長井中根會談内容(六三)

公武一和の要(六三) 朝廷固陋開發の要(六四) 當路漸く合點(六四) 長州の存念(六五) 慶永協力要請(六五) 長州の慶永結託の魂膽(六六)

一 四 毛利定廣の入京……………六七

薩州の對長州態度(六七) 朝廷薩長協同要求(六八) 薩藩の協力意向上言(六八) 長藩の焦躁(六九) 定廣歸藩江戸發(七〇) 長臣北條の朝廷運動(七〇) 定廣入京(七一)

一 五 毛利定廣への御沙汰書及び奉答奉伺(一)……………七二

勅旨を賜はる(七二) 若干譴責の意(七三) 定廣の奉伺(七三) 定廣獨行に能はず(七四) 更に朝旨を賜ふ(七五)

一 六 毛利定廣への御沙汰書及び奉答奉伺(二)……………七六

中山釋明(七六) 國體變動論(七七) 毛利氏柄棒(七七) 浪士鎮靜の事(七八) 毛利氏の不面目(七八) 當時の形勢(七九) 長井の位地危し(七九)

第五章 長井雅樂の失脚……………八一

一七 長藩の立場と長井雅樂……………八一

長井攻撃愈露骨〔八一〕 毛利氏將軍上洛建議〔八一〕 毛利慶親上洛の計〔八二〕
 訪詞問題〔八三〕 訪詞問題の起り〔八四〕 非長井派の長井退治策〔八四〕 長井立
 場の困難〔八五〕

一八 長藩有志者の長井雅樂彈劾書……………八五

松陰社中の對長井心〔八五〕 長井刺殺策〔八六〕 長井彈劾書本文〔八六〕 長井の
 敵〔八七〕 長井罪條〔八八〕 切腹命令案〔八九〕

一九 彈劾書に對する長井雅樂の態度 (一)……………九〇

同情すべき長井立場〔九〇〕 長井の心情〔九〇〕 所謂姦物〔九一〕 書生差出の彈
 劾書〔九一〕 慶親激怒〔九二〕 慶親の召命〔九二〕

二〇 彈劾書に對する長井雅樂の態度 (二)……………九三

長井召命に應ぜず〔九三〕 長井申分〔九四〕 林等の無理強ひ〔九五〕 長井を懇慰
 〔九五〕 長井返答〔九六〕 訴狀拜見謝詞〔九六〕 巨漢長井〔九七〕 久坂等戒飭の
 議〔九八〕

二一 長井雅樂歸國を命ぜらる……………九八

戒飭實行せられず〔九八〕 長井待罪書提出〔九九〕 長井自ら引罪〔一〇〇〕 久
 坂等の姦計〔一〇一〕 長井失脚歸國〔一〇一〕

二二 謗詞事件に關する益田、浦の往復文書……………一〇二

訪詞問題の處理〔一〇二〕 長井處分の辨〔一〇二〕 慶親上洛釋明準備〔一〇三〕
 朝廷仰出の内意味を問ふ〔一〇三〕 浦返事〔一〇四〕 訪詞に就き中山の見解〔一
 〇四〕 同じく正親町見解〔一〇五〕 内意味開繕ひの不利〔一〇五〕 長井處分の
 要〔一〇六〕

第六章 勅使東下の決定……………一〇七

二三 勅使東下の議……………一〇七

朝廷の久世召命〔一〇七〕 烏津の建議〔一〇七〕 烏津建議採用〔一〇七〕 烏津の
 速決要望〔一〇八〕 烏津の催促〔一〇九〕 中山の岩倉推薦〔一一〇〕 右要領〔一
 一一〕

二四 大原、島津東下の決定……………一一一

岩倉辭退(一一二) 大原勅使決定(一一二) 久世上京見合せ命(一一二) 酒井上言(一一三) 島津久光東下決定(一一三) 久光呼名改(一一四) 勅使東下延期命(一一四) 薩藩の促進運動(一一五) 勅使東下確定(一一五) 久光への沙汰書(一一六)

註 僧天章の進言〔岩倉公實記〕……………一一六

二五 大原、島津東下の延期(一)……………一一八

再出府延期反対運動(一一八) 近衛邸評議(一一八) 堀大久保等の運動(一一九) 朝臣評議内情(一二〇) 朝議變更(一二一)

註 大原勅使命せらる〔押小路市子日記〕……………一二二

二六 大原、島津東下の延期(二)……………一二二

島津強硬(一二三) 途中久世と打合も可(一二三) 繪言戸覆の難(一二四) 家臣暴發の恐(一二四) 知恩院借用申込(一二四) 歸國の成難(一二五) 中山等の當否(一二六)

二七 大原、島津東下の延期(三)……………一二七

近衛忠房の當惑(一二七) 天朝輕蔑(一二八) 忠房の立場(一二八) 奸佞の人滿朝(一二九) 急速東下困難(一三〇) 知恩院借用困難(一三〇) 島津歸國亦困難(一三〇)

二八 大原、島津東下延期の事情……………一三二

京都治安維持の難(一三二) 勅命行違ひの恐れ(一三三) 主上彦根遷幸の密計略(一三四) それを防ぐの策(一三四) 安危の境(一三四) 朝廷憂慮の次第(一三五)

二九 大原、島津の東下促進運動……………一三六

大原亦東行を急ぐ(一三六) 遷延の不利(一三七) 堀延期を肯ぜず(一三七) 岩倉堀會談要領(一三八) 久光獨り東下の覺悟(一三九) 朝廷板挟みの當惑(一四〇)

第七章 勅使の使命……………一四一

三〇 三事諮問案……………一四一

勅使使命御諮問〔一四一〕 岩倉答申〔一四一〕 諮問勅諭〔一四二〕 大事奏上の事
〔一四二〕 列藩有志建議〔一四三〕 即今の情勢〔一四四〕 勅命三事の案〔一四四〕

三一 勅問に對する奉答……………一四九

公家連名奉答〔一四五〕 幕府勅命不承の場合〔一四六〕 叡慮不動要望〔一四六〕
御前會議開催要望〔一四九〕 勅答を賜はる〔一四九〕 天皇幕府に異心なし〔一五〇〕
止むを得ざる場合〔一五〇〕

註 勅使東下に就き宮中御祈り〔長橋局記〕……………一五一

三二 大原勅使へ授けられたる訓令(一)……………一五二

勅使東下決定〔一五二〕 大原への御沙汰〔一五二〕 柔言丁寧の要〔一五三〕 異變
發起を慎むべき事〔一五四〕 久世上京に就ての注意〔一五四〕 久世行合の注意
〔一五五〕 獨斷專行を禁ず〔一五五〕

三三 大原勅使へ授けられたる訓令(二)……………一五六

授訓第二紙〔一五六〕 授訓第三紙〔一五七〕 將軍上洛の事〔一五八〕 五大老設置

三四 大原重徳の伺書及び指令……………一六一

の事〔一五八〕 一橋後見慶永大老の事〔一五九〕 第四紙〔一五九〕 一橋登用役名
の事〔一五九〕 慶永役名の事〔一六〇〕

大原何書〔一六一〕 江戸滞留の願〔一六二〕 薩長示談の願〔一六二〕 久世取合中
止の願〔一六三〕 朝幕直接交渉の不可〔一六三〕 一件總て大原直接上申〔一六三〕
大原への宸書〔一六四〕

第八章 勅使江戸に向ふ……………一六七

三五 薩長兩藩への指令……………一六七

特に薩長に注意〔一六七〕 毛利氏への沙汰〔一六七〕 島津氏への沙汰〔一六八〕 薩
長への別紙〔一六九〕 更に島津氏への沙汰〔一七〇〕 更に長州への沙汰〔一七一〕

三六 島津久光の東行……………一七二

朝廷の配慮〔一七二〕 久光の本藩への報告〔一七三〕 久世出會に就ての朝廷配慮
〔一七四〕 異變發起の恐れ〔一七五〕 久世引返要望〔一七五〕 閑老上京停止〔一

三七 勅使大原重徳の東下……………一七六

大原出發(二七六) 大原島津桑名同宿(二七六) 申渡打合(二七七) 程ヶ谷宿打合(二七八) 大原島津宛狀(二七九) 周到準備(二八〇)

三八 將軍上洛の發表……………一八一

幕府の將軍上洛奏上(二八一) 上洛奏上の次第(二八二) 上洛問題急速決定(二八三) 慶親建白嘉納(二八三) 老中申談(二八四) 將軍意圖(二八四) 幕府の改革著手(二八五)

三九 幕薩の關係……………一八六

橋本より江戸への内報(一八六) 幕府薩の發計を忌む(一八七) 堀中根會談(一八七) 堀陳述(一八八) 春獄に内談策(一八八) 薩士無敵(一八九)

第九章 長藩の政策變更……………一九三

註 徳川氏實力存否の試験(田邊太一、幕末外交談)……………一八九

四〇 毛利慶親江戸を去る……………一九三

慶親江戸發西上(一九三) 島津氏の不審(一九三) 毛利氏申分(一九四) 薩長軋轢の原因(一九四) 毛利氏木曾路選定の理由(一九五) 毛利氏辯解(一九五) 毛利氏の立場(一九六)

四一 上方に於ける長藩の不人氣……………一九七

長藩必須の行動(一九七) 慶親浦と會す(一九七) 中津川會議(一九八) 伊藤博文從行(一九九) 京都の形勢(二〇〇) 慶親參内差控へ(二〇〇) 長州立場の困難(二〇〇) 村井修理の建白(二〇〇)

四二 長井の歸國……………二〇二

長井の立場(二〇二) 久坂等の長井嫉視(二〇三) 長井歸國途中の危險(二〇三) 久坂等激怒の因(二〇四) 要撃計畫の失敗(二〇五) 道を變へて歸國(二〇五) 註 久坂等の長井要撃(福本椿水著久坂玄瑞所載)……………二〇六

四三 長藩の看板塗り換……………二〇九

長州の政策轉換(二〇九) 正親町三條への願書(二〇九) 朝命周旋の希望(二一一)

○ 重臣評議(二二一) 兩派の論旨(二二一) 君臣湊川の決議(二二一) 長井
建白書却下願(二二二) 毛利氏豹變(二二三)
註 島津久光と長井雅樂と成敗の相違(田邊太一幕末外
交談)……………二二三

第十章 江戸に於ける大原勅使と
島津久光……………二二五

四四 大原、島津入府第一著の言動……………二二五

大原勅使江戸著(二二五) 將軍直談の希望(二二五) 幕府の對大原方針(二二七)
延日を斷る(二二七) 久光の慶永訪問(二二八) 攘夷論に就き(二二八)

四五 薩藩と越前……………二二九

堀小太郎中根雪江訪問(二一九) 薩摩の春嶽依頼(二二〇) 京都狀勢(二二〇)
外國事務局設置の議(二二二) 御殿山異人館處置の事(二二二) 島津齊彬遺圖
(二二三) 薩長交關の形勢(二二三) 中根の觀察(二二三) 可怪體態(二二三)
薩長私意(二二四)

四六 大原勅使の登城(一)……………二二四

登城對額を待つ(二二四) 帶刀出頭(二二五) 白書院將軍對額(二二五) 大
原口狀(二二六) 現狀宸憂(二二六) 勅文授與(二二七) 幕閣恭禮(二二七)

四七 大原勅使の登城(二)……………二二八

一同勅文拜見了(二二八) 大原演說(二二九) 公武一致の要(二二九) 慶喜慶永
登用の事(二二九) 將軍答辭(二三〇) 勅使任務完了(二三〇) 中根の觀察(二
三一) 大原言上大意(二三一) 勅意書取(二三二) 慶永容保等大原再會(二三二)
大原激烈翁(二三三)

註 和宮様への御内簡(庭田嗣子日記)……………二三四

四八 江戸に於ける薩長兩藩士の會合……………二三五

薩長兩藩士交渉(二三五) 堀大久保周布小幡會見(二三五) 周布大久保宛狀(二
三六) 會合の目的(二三七) 薩士釋然ならず(二三七) 相互示威(二三八) 鴻
門の會(二三八)

四九 大原、島津の促進運動(一)……………二三九

大原再登城(二三九) 勅命奉行催促(二三九) 互に諾諾(二四〇) 勅旨奉戴の困難(二四〇) 島津の勅旨奉行催促(二四一) 島津脇坂宛狀(二四一) 薩藩種々の運動(二四二)

五〇 大原、島津の促進運動(二) ……………二四三

橋越登庸の事(二四三) 先例拘泥の非(二四三) 遅延の不利(二四四) 一橋後見の事(二四四) 慶永登用の事(二四五) 長州の態度に就き(二四五) 將軍上洛延期論(二四五) 慶永上洛の事(二四六) 毛利の態度不審(二四六) 慶親江戸召還の意見(二四七) 久光の決心(二四七)

五一 島津久光、松平慶永に忠告す……………二四八

慶喜慶永亦動かず(二四八) 久光慶永に與ふるの狀(二四九) その本文(二四九) 慶永出職勸告(二五〇) 使者中山の痛論(二五一) 薩藩不退轉の決心(二五一) 中根の評言(二五二)

第十一章 幕府の勅旨奉承 ……………二五三

五二 大原最後の決心……………二五三

大原再催促(二五三) 大原決意の次第(二五三) 閻老を威嚇(二五四) 大久保山田談論(二五五) 大原決死の覺悟(二五六) 慶喜後見決定(二五七)

五三 大原、江戸の情報を岩倉に致す(一)……………二五七

慶永日日登城(二五八) 幕閣の人物批評(二五八) 慶永の人物(二五九) 長州慶親の人物(二五九) 薩士護衛に安心(二六〇) 薩士強硬談(二六一) 薩士に氣兼ね(二六一)

五四 大原、江戸の情報を岩倉に致す(二)……………二六二

慶喜後見に就き幕閣の配慮(二六二) 大原の反駁(二六三) 大原迷懷(二六四) 慶喜擁立の心配無用(二六四) 切羽の登城(二六五) 一橋一件最後通牒(二六六)

五五 大原、江戸の情報を岩倉に致す(三)……………二六七

大原の煙管(二六七) 大原死地に入るの心(二六八) 後見決定の次第(二六八) 脇坂後見問題承諾(二六九) 大原滞府報告(二七〇) 薩後援に感謝(二七〇) 越前上京の事(二七〇)

五六 將軍家茂勅旨奉承……………二七一

大原の將軍奉答報告(二七一) 將軍口上書(二七二) 一段落著(二七三) 薩藩示威の力(二七三) 別室に薩士見張り(二七三) 天誅の覺悟(二七四) 薩士枯槁門外の徘徊(二七四)

五七 幕閣の變遷……………二七五

城下の盟(二七六) 幕府の島津氏賞賜(二七六) 安藤再出罷免(二七七) 安藤政治的死亡(二七七) 新幕閣(二七八) 反動政策整算(二七八) 久世亦罷む(二七九)

第十二章 後見及總裁職と勅使會見……………二八一

五八 後見及總裁職の發表……………二八一

慶喜後見任命(二八一) 委任政治有名無實(二八二) 慶喜總裁發表(二八二) 横井の慶喜通言(二八三) 慶喜大原亦勸説(二八四) 註 春嶽就職(徳川慶喜公傳)……………二八五

五九 松平春嶽の幕政改革意見(一)……………二八六

慶喜總裁就任決意(二八六) 慶喜意見の根基(二八六) 横井意見(二八七) 横井大久保忠寛を説く(二八八) 慶喜老中會見(二八八) 慶喜の幕政改革意見(二八九) 衰憲顯現の端(二九〇) 秘密主義の弊(二九〇) 悔過政治の要(二九一)

六〇 松平春嶽の幕政改革意見(二)……………二九二

板倉賞問(二九二) 天下人心に隨ふのみ(二九二) 舊染私政を拂す(二九三) 協議決定(二九四) 慶喜將軍謁見(二九四) 和宮將軍和樂の要(二九五) 慶喜慶喜會見(二九五)

六一 一橋慶喜と大赦……………二九六

慶喜慶喜の不合致(二九六) 慶喜一徹(二九七) 慶喜大赦反對(二九七) 大原訪問の事(二九八) 幕閣皆大赦反對(二九九) 大赦決定(二九九) 註 幕府一切盲從(幕府衰亡論)……………三〇〇

六二 一橋、越前對大原、島津(一)……………三〇一

久光待遇方針(三〇一) 幕吏の對久光感情(三〇二) 慶喜久光の勅使同席を拒否

〔三〇二〕 大原不應承〔三〇三〕 薩士一々大原制肘〔三〇四〕 大原聞老拒否〔三〇五〕 幕吏憤慨〔三〇五〕

六三 一橋、越前對大原、島津 (二)……………三〇六

慶永幹旋〔三〇六〕 大原に登城を求む〔三〇六〕 大原登城承諾せんとす〔三〇七〕 大原登城承諾〔三〇七〕 形勢一轉〔三〇八〕 大原歸京通告〔三〇八〕 薩士の教唆〔三〇九〕 薩士激烈〔三〇九〕

六四 一橋、越前對大原、島津 (三)……………三一〇

大原島津希望成る〔三一〇〕 大原一橋越前會見〔三一〇〕 酒井召還問題〔三一〇〕 松平宗秀忌避問題〔三一〇〕 大坂城代の事〔三一〇〕 和宮御守殿造替の事〔三一〇〕 山陵修葺の事〔三一〇〕 和宮上京問題〔三一〇〕 京都窮民撫恤の事〔三一〇〕 註 中山忠能島津久光宛書翰草稿〔中山忠能履歴資料〕……………三一四

六五 一橋、越前對大原、島津 (四)……………三一四

大赦の件〔三一四〕 聞老制肘の事〔三一五〕 海軍興起の事〔三一五〕 大原歸京中止〔三一六〕 島津議論無し〔三一六〕 慶喜敏捷〔三一七〕 島津の態度〔三一七〕 意志疏通〔三一八〕

第十三章 島津久光に關する運動の不結果……………三一九

六六 大原、島津の江戸に於ける態度……………三一九

大原聞老忌避理由〔三一九〕 大原我意の振舞〔三二〇〕 春嶽の立場〔三二〇〕 大原一々島津に諮議〔三二一〕 薩の力〔三二一〕 薩藩の久光擁立希望〔三二二〕 幕閣不満眞因〔三二二〕

六七 所謂る堀の悪事露現 (一)……………三二二

島津忠貫の久光擁立運動〔三二三〕 薩藩執著〔三二三〕 秘密暴露〔三二四〕 永井の摘發〔三二四〕 秘密漏洩の因〔三二五〕 堀露顯を知らず〔三二六〕

六八 所謂る堀の悪事露現 (二)……………三二七

薩藩邸自燒一件〔三二七〕 幕閣の處置評定〔三二八〕 幕閣薩藩に處置命令〔三二八〕 薩藩答辯〔三二九〕 早速仕置の再命〔三二九〕 堀入牢〔三三〇〕 薩藩猜定〔三三〇〕

六九 所謂る堀の悪事露現 (三)……………三三一

薩藩一筋棒(三三二) 堀被告となる(三三二) 薩藩硬軟二派(三三四) 大久保奔走(三三四) 幕閣の希望(三三五)

七〇 島津久光の官位敘任運動(一)……………三三六

大原の周旋(三三六) 幕閣不承知(三三七) 幕藩感情乖隔(三三七) 大原滞留職務の(三三九) 大原強要せんとす(三三九) 大原久光の人物を語る(三四〇)

註 大原島津に氣兼(中山忠能履歴資料)……………三四一

七一 島津久光の官位敘任運動(二)……………三四二

大原運動の反感(三四二) 横井密告(三四二) 久光敘任否決(三四三) 大原なほ強要(三四四) 慶喜答辯(三四五)

七二 島津久光の官位敘任運動(三)……………三四六

大原久光辭退を説く(三四六) 板倉論駁(三四七) 水野忠精意見(三四七) 大原屈服(三四七) 大原久光の機嫌尊重を説く(三四八) 大原見すかざる(三四八) 薩藩焦躁(三四八) 慶永苦心(三四九) 幕府目付役強硬(三五〇)

七三 江戸を去るに際し島津久光の意見書(一)……………三五〇

久光不満(三五〇) 久光慶喜謁見(三五二) 國事二十條(三五二) 越前中將上洛の事(三五二) 一橋越前一和希望(三五二) 大赦の事(三五二) 所司代人選の件(三五三) 松平宗秀忌避(三五三) 將軍上洛の事(三五四)

七四 江戸を去るに際し島津久光の意見書(二)……………三五五

和宮待遇の事(三五五) 朝廷賄料増加の件(三五五) 井伊罪科糾しの件(三五六) 酒井隱居希望(三五六) 安藤處罰の件(三五七) 九條隱居の希望(三五七) 攘夷實行延引説(三五七) 參觀制改定の事(三五八) 海防の件(三五八) 京都警備の件(三五九) 外使應接振の件(三五九) 關白後任の件(三六〇)

第十四章 毛利氏の轉向手段……………三六一

七五 京都に於ける毛利氏(一)……………三六一

毛利氏善後策(三六一) 方向轉換工作(三六一) 勅書拜受(三六一) 一切清算さる(三六三) 長薩協調難(三六三) 朝廷御沙汰(三六四)

七六 京都に於ける毛利氏(二)……………三六五

慶喜諸臣親諭(三六五) 毛利氏の恭順(三六五) 一人滞京の勅命(三六六) 六箇
條質疑上呈(三六六) 三條勅諭に就き(三六六) 朝廷附箋(三六七) 假條約破棄
に就き(三六八) 朝廷附箋(三六八)

七七 京都に於ける毛利氏(三) 三六九

安政條約調印者處罰の件(三六九) 赦令問題(三七〇) 防備整理の事(三七二)
伊勢京都警備の事(三七二)

七八 京都に於ける毛利氏(四) 三七三

櫻夷患難攘斥の事(三七三) 將軍上洛の事(三七四) 越前上京問題(三七五) 薩
論と正反對(三七五) 越前上京考慮(三七六) 薩州同心勢力の事(三七七) 長人
習性(三七八)

七九 毛利定廣東下の任務 三七八

東下周旋訓令(三七八) 水戸齊昭贈官の事(三七九) 定廣への朝旨(三八〇) 薩
長協調難(三八〇) 薩長乖離更に加はる(三八一) 定廣東下(三八二)

八〇 久坂玄瑞の廻瀾條議 三八二

久坂意見書提出(三八二) 其要領(三八三) 長藩大勢(三八四) 長藩轉向の原因
(三八四) 薩長競ひ走る(三八五) 吉田派の魂膽(三八六)

第十五章 毛利定廣江戸に入る 三八七

八一 毛利定廣の東下(一) 三八七

定廣久光會見希望(三八七) 幕府の了解を要求(三八七) 桂江戸急行(三八八)
桂五代金谷會見(三八八) 堀通行を聞く(三八九) 久光江戸出發を聞く(三九〇)
五代周旋の豫定(三九〇)

註 桂小五郎の先發(忠正公勤王事績) 三九一

八二 毛利定廣の東下(二) 三九二

大原江戸發延期の報(三九三) 久光との會見必須(三九三) 薩州釋然ならず(三
九四) 薩藩の談合承諾(三九四) 長臣薩藩邸訪問(三九五) 長藩亦釋然ならず
(三九六) 定廣の久光會見申入れ(三九六) 薩藩の會見承諾(三九六)

八三 所謂る伏水一件(一) 三九七

大赦勅文の刪定問題〔三九七〕 薩州の刪除希望〔三九八〕 大原作意〔三九九〕 桂の抗議〔三九九〕 桂の正論〔四〇〇〕

八四 所謂る伏水一件(二) 四〇一

薩人權變〔四〇一〕 周布中村強硬申分〔四〇二〕 野宮宰相釋明〔四〇三〕 在京長藩評議〔四〇三〕 當分保留〔四〇四〕 更改勅文授與〔四〇四〕 桂の刪除希望〔四〇五〕 刪除責任者〔四〇六〕

八五 毛利定廣入府刻下の齟齬 四〇七

薩州の長藩無視〔四〇七〕 慶親の長藩一手周旋希望〔四〇八〕 大原島津毛利無視〔四〇八〕 定廣江戸著〔四〇九〕 久光定廣會見を謝絶〔四〇九〕 長藩不平〔四一〇〕

八六 毛利定廣勅使大原及び島津久光と會見す 四一一

會見延期報告〔四一一〕 大久保の會見延期申入〔四一二〕 定廣大原島津訪問〔四一二〕 面會延引内情〔四一三〕 久光内心〔四一三〕 細暗に能はず〔四一三〕 久

第十六章 生麥事件起る 四一七

八七 生麥事件の考察 四一七

人事意想外〔四一七〕 不意の事件〔四一七〕 生麥事件の影響〔四一七〕 奈良原一刃の効果〔四一八〕 歴史上の意外〔四一八〕 何故の殺傷か〔四一九〕 藤田亡黨の力〔四一九〕 一切意外〔四二〇〕

八八 島津久光江戸を發す 四二一

久光上京發途〔四二二〕 其の行列〔四二二〕 豫め薩藩届書〔四二二〕 幕府の覺書〔四二四〕 東湖の教へ〔四二四〕 薩士の心意氣〔四二五〕

八九 生麥事件(一) 四二五

外人列中に入る〔四二六〕 奈良原一刀〔四二六〕 リチャードソン大傷〔四二七〕

リチャードソンの死(四二七) 久光の態度(四二八) 不意倉皇(四二八)

九〇 生麥事件(二) 四二九

負傷英人氏名(四二九) 行列と接觸(四三〇) 英人皆傷つく(四三一) リチャードソン落馬(四三一) クラーク等の遁走(四三二)

九一 生麥事件後の外人側(一) 四三三

英代理公使の處置(四三三) 危く大椿事を免る(四三四) 二三の小衝突(四三五) 在留外人の激昂(四三五) 英公使の沈著(四三六) 英佛公使激論(四三六)

九二 生麥事件後の外人側(二) 四三七

外人の會議(四三七) 在泊外國軍艦(四三七) 居留民會決議(四三八) ニール益益冷靜(四三九) 外人意氣昂揚(四四〇) ニール冷靜の效(四四〇)

九三 生麥事件後の外人側(三) 四四一

八月廿二日會議(四四一) 會議狀況(四四二) 決議條項(四四二) クーパー提督報告(四四二) 居留民落著き(四四四) 英國外相への報告(四四四) 英外相のニール賞讃(四四五)

第十七章 生麥事件に對する幕府の處置 四四七

九四 伯爵林董の生麥事件に對する意見 四四七

林董の觀察(四四七) 幕府事前の注意(四四七) 英人の油斷(四四八) 英人自業自得(四四八) 認識不足(四四九) 通行豫告なし(四四九)

九五 薩藩側の届書 四五一

居留地襲撃の計(四五二) 幕府の處置(四五二) 島津氏警戒(四五二) 島津氏届出(四五三) 訂正届出(四五四) 訂正届書本文(四五四)

九六 生麥事件と幕府側(一) 四五六

中根雪江の記事(四五六) 急報幕府に達す(四五六) 米蘭使の忠告(四五七) 被害英人の輕率(四五七) 世上風聞(四五七) 春嶽等評議(四五八) 幕閣上京釋明の事(四五九)

九七 生麥事件と幕府側(二)……………四六〇

外國奉行報告(四六〇) 英指出書面(四六〇) 春嶽硬論(四六一) 閑老上京の議(四六二) 慶喜の隠便主義(四六二) 慶喜の意見行はる(四六三)

九八 再び薩藩側の届書……………四六四

下山人搜索届書(四六四) 下山人不尋當(四六五) 無禮者打果意氣(四六六) 薩藩覺悟(四六六) 幕議結著(四六七) 幕府無力(四六八) 薩藩眼中幕府無し(四六八)

九九 外國奉行と英公使との對話(一)……………四六九

津田氏挨拶(四六九) 被害者の傷(四七〇) 加害者に就き(四七一) 幕府取調の難(四七二) 下山人引渡請求(四七二) 幕府板挟み(四七二)

一〇〇 外國奉行と英公使との對話(二)……………四七三

英公使の平穩處置(四七三) 遊歩地警戒の事(四七四) 即決の難(四七五) 大原旅程變更(四七五) 一週間外人遊歩差留(四七六) 島津通行無豫告の非難(四七

七) 幕吏返事(四七七) 佛人の薩人襲撃(四七八) 急速番卒配置請求(四七九) 遷延を斷る(四七九)

一〇一 外國奉行と佛公使との對話(一)……………四八〇

津田挨拶(四八〇) 佛使挨拶(四八一) 傷者手當の事(四八二) 加害者急速逮捕の難(四八二) 薩士穿鑿取押へ要求(四八三) 亂暴人取押の事(四八四)

一〇二 外國奉行と佛公使との對話(二)……………四八五

加害者の人品(四八五) 遊歩地安全難(四八六) 外人自衛申出(四八六) 其の謝絶(四八七) 使臣注意の事(四八八) 外人の不注意(四八九)

一〇三 外國奉行と佛公使との對話(三)……………四九〇

大原旅程變更に就き(四九〇) 外國商人保護の事(四九一) 海道取締要求(四九二) 外人出行見合要求(四九二) 外人自警を主張(四九二) 川崎神奈川間警衛要求(四九三) 佛人日本人射撃の件(四九三) 役人目印の要(四九三) 關門閉鎖の效(四九四) 外人取鎖依頼(四九四)

第十八章 大原、島津の歸京復命……………四九七

一〇四 大原、島津の歸京……………四九七

松方急行歸國(四九七) 薩州武威喧嘩傳(四九七) 大原江戸發(四九八) 幕府大原引還要求(四九八) 大原品川逗留(四九九) 長藩兵の大原見送り(五〇〇)

註 長州兵大原氏を見送る「防長回天史」……………五〇一

一〇五 大原、島津兩人の復命……………五〇二

大原歸京參内(五〇二) 主上御申渡(五〇二) 久光近衛氏を訪ふ(五〇三) 久光入京威容(五〇四) 久光參内(五〇四) 大久保日記の記事(五〇五) 久光參殿狀況(五〇五) 久光隨行面々(五〇六) 朝廷の久光優遇(五〇七)

一〇六 復命後、島津久光意見書を呈す(一)……………五〇八

薩長の一正一反(五〇八) 長藩の激派聲援(五〇九) 京都勞働氣の變化(五〇九) 久光上書(五〇九) 朝議確立の要(五一〇) 激派京都集合(五一一) 久光憂慮(五一一)

註 久光參朝(島津久光公實紀)……………五一一

一〇七 復命後、島津久光意見書を呈す(二)……………五二三

諸藩召集の反對(五一三) 幕閣上京打切(五一三) 靜觀の要(五一四) 長土例外(五一五) 關白辭職の事(五一五) 青蓮院宮の事(五一五)

一〇八 近衛關白、島津久光の意見を徴す(一)……………五一七

近衛氏久光を招く(五一七) 久光意見書提出を求む(五一八) 一好禮會(五一九) 殊恩感謝(五一九) 島津近衛の因縁(五二〇)

一〇九 近衛關白、島津久光の意見を徴す(二)……………五二一

當今の形勢(五二二) 朝議確立の要(五二二) 四衰二憤(五二二) 九條氏落飾(五二三) 薩長相反點(五二三) 青蓮院宮還俗許可の事(五二四) 關東干渉を塞ぐ(五二四) 禁裏警衛の事(五二四)

一一〇 近衛關白、島津久光の意見を徴す(三)……………五二六

對關東意見(五二六) 一橋越前大政委任の件(五二六) 慶永上洛催促の事(五二

- 七) 慶永疎問の希望條項(五二八) 久光の本心(五二八) 久光慎重(五二九)
- 一一一 近衛關白、島津久光の意見を徴す(四)……………五三〇
 - 諸大名の心底(五三〇) 無謀論者に警戒(五三〇) 諸侯上洛無用(五三一) 攘夷の事(五三一) 浪士蜂起の噂(五三二) 勝算立ず(五三二) 久光持重論の因由(五三三)

- 一一二 近衛關白、島津久光の意見を徴す(五)……………五三四

攘夷の順序(五三四) 薩長相違の點(五三四) 清國の覆轍(五三五) 關東大政一新の要(五三五) 武備充實の策(五三六) 倫安弊習打破(五三七) 長藩との相違點(五三七) 朝廷明斷の要(五三七) 右意見書の結果(五三八)

第十九章 朝臣の黜陟……………五三九

- 一一三 京都に於ける政變……………五三九

九條久我の失脚(五三九) 九條退隱の要(五三九) 久我背後の岩倉(五四〇) 主上と岩倉(五四一) 岩倉の意見(五四一) 島津の岩倉排斥(五四一) 近衛岩倉の關係(五四二)

- 一一四 岩倉具視近習を辭す……………五四三

御降嫁問題の賞功(五四三) 廷臣辭退の意(五四四) 主上の中止命令(五四四) 主上御所存(五四五) 岩倉排斥さる(五四五) 岩倉辭職(五四六) 註 岩倉具視等家祿加増辭退の事〔岩倉公實記〕……………五四七

- 一一五 中山、正親町三條、野宮の進退伺書……………五四八

岩倉等辭表提出の事情(五四八) 奇怪申觸し(五四九) 本間の書狀(五四九) 島田一件(五四九) 中山等の恐怖(五五〇) 勤王問屋(五五〇) 引籠の可否奉伺(五五一)

- 一一六 本間精一郎の斥姦書……………五五二

君側の姦剷除の要(五五三) 姦黨留任の非(五五三) 斬姦必須の理由(五五四) 志士取鎮めの難(五五五) 久我以下黜罰の要(五五五) 藤井近衛亦同心(五五六)

- 一一七 主上の御苦衷……………五五七

主上の慰釋〔五五七〕 藤原亦同類か〔五五八〕 浪人加擔の堂上〔五五八〕 浪徒盛に朝威下る〔五五九〕 廷臣の彈劾運動〔五六〇〕

一一八 十三朝紳の彈劾書……………五六一

久我の罪狀〔五六一〕 朝廷多難の始め〔五六一〕 千種岩倉酒井に通ず〔五六二〕 内通者處分の要〔五六三〕 東坊城氏處分前例〔五六三〕 朝憲是正の要〔五六三〕 右彈劾文の力〔五六四〕

一一九 綾小路俊實の書簡……………五六五

岩倉排斥事情〔五六五〕 岩倉の酒井取持〔五六五〕 岩倉と栗田宮との關係〔五六六〕 本間等の勸説〔五六六〕 近衛氏の決心〔五六七〕 朝政浪人の爲動搖〔五六七〕

一二〇 所謂る四姦二嬪の處分……………五六八

久我岩倉四面楚歌〔五六八〕 主上疑心〔五六八〕 關東より建言要望〔五六九〕 排斥運動奏功〔五六九〕 岩倉解官落飾〔五七〇〕 岩倉達懷〔五七〇〕 近衛關白安心〔五七一〕 朝廷の損失〔五七一〕

年表並人物概覽

註 岩倉具視述懷〔岩倉具視誄草〕……………五七二

其一 年表……………一一〇

其二 人物概覽……………一一二—二八

索引……………一—六

挿入繪圖

- 一 大原重德寫真……………卷頭
- 一 松平慶永畫像〔八〕松平慶永と關老との問答〔一〕……………三七
- 一 毛利慶親寫真〔一〕〔二〕毛利慶親の將軍上洛に關する意見書……………五七

近世日本
國民史 文久大勢一變中篇

蘇峰學人

第壹章 寺田屋事變の善後策

〔一〕 寺田屋事件の勅書



若し寺田屋事件が無かつたならば、薩藩の有志及び諸浪士は、酒井所司代の官邸を襲ひ、或は延いて九條關白邸にも及んだであらう。而して長藩の有志は固より、浦靱負の率ゐたる兵も、之に應じたであらう。其の結果は、如何に立ち到る可かりし乎。固より豫想の限りでない。島津久光の率ゐたる兵は、如何に振る舞うたであらう乎。局外中立を嚴守した乎。將た此の運動を援助した乎。若しくは

武力もて鎮壓した乎。何れとも斷言は出來ない。けれども寺田屋事件の成行から推測すれば、其の結果は、寺田屋事件を擴大したものと成つたかも知れない。而して或は元治甲子七月禁門の騒亂を、二個年以前に引き上げたかも知れない。

寺田屋事件の影響

けれども有馬新七以下諸志士の死は、決して犬死ではなかつた。彼等は固より自からの目的とする所を、直ちに果すことを得なかつた。單に當坐の考察からすれば、彼等は無用に其の鮮血を洒いだかと思へないこともない。けれども彼等の死は、一方に於ては、幕府側の肝膽を寒からしめた。而して他方に於ては、彼等同志の士の志を彌よ固からしめた。更らにそれ以上に有效と見る可きは、島津久光の公武合體運動が、愈よ益々眞劍味を加へ來つたことであつた。云はゞ彼等の死は、それに向つて一大刺戟であつたに相違ない。

島津氏浪士無静内命要望

島津久光側では、寺田屋事件が、如何に朝廷に受取られたであらう乎、それには少からず掛念した。而して久光の懐刀の一人堀次郎は、朝廷側の策士岩倉具視

に向つて、事件の翌日、左の如き書簡を投じてゐる。

無據奉願度事件御座候間、今日(文久二年四月廿四日)御參内無之内、參殿仕度奉存候得共、紛擾多忙罷在、乍不敬、一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、

已後掛念に奉存候事に御座候間、違王命候者、亂賊と思召と申様之趣、議奏衆よりの所にて、御内命被下候様御座候は、難有儀と奉存候。

戊(文久二年)四月廿四日

堀次郎

此れにて見れば、島津側では朝命を藉りて長州勢を鎮撫し、且つ朝命に依りて寺田屋事件の結末をつけ、島津側の立場を、有利ならしめんと企てたるものと

察せらるる。果然此の薬は能く利いたらしく、四月二十五日には、朝廷より左の御沙汰があつた。

島津氏に
勅書下賜

勅使議奏野宮定功は、大納言近衛忠房の邸に臨み、左の勅書を島津久光に賜ひ、忠房をして之を傳へしめた。

浮浪之徒、蠻夷之儀より、彼是蜂起之趣、去十六日内々言上、被惱宸襟候處、鎮靜之儀御受有之、被安叡慮候處、(參照文久大勢一變上篇八二―八四)又々一昨夜以來、猛暴之形勢被聞召候。

元來右之徒、爲皇國赤心報國之志を以、投身命候段者、御感之御事に候得共、攘夷一件に付而者、實々自先年深被惱宸衷候處、何分國中一致第一と被思召候に付、尙厚被廻叡慮候御事に候。

以上は攘夷には、舉國一致が、先務であるとの意味だ。

忠憤却て
違勅

然處方今血氣之壯士等、不用理解暴論を爲主、奉勅命を待ずして、猥に亂妨ケ間敷儀に及候段者、忠憤却而違勅之筋に相當、不埒之至に候。右等違背之輩者、

岩倉裏面
の手

早嚴可加制止儀に被思召候事。

此れは全く堀次郎から岩倉具視へ注文したる通りの勅書が、天降りしたものだ。此に於て如何に岩倉具視の手が、其の裏面に動いたかが推察せらるゝ。されど長州側では、依然寺田屋に於て慘死を遂げたる者を、亂賊と認めざるのみか、志士と認め、義士と認め、勤王の魁と認めてゐたから、此の一點に於ても、薩長の意見は相ひ岐れざるを得なかつた。

【二】 島津久光の奉答書 (一)

近衛忠房
口述副書

近衛大納言忠房は、上記(參照一)の勅書と與に、左の口述書を副へて渡した。

口述

唯今從朝廷内々野宮宰相中將爲御使被來、此御書附被出候間、泉州(島津久光)

より浮浪之輩へ理解に被及候様被仰出候、仍御傳申入候事、尤議奏之心得にて被渡候也。

四月二十五日夜

而して忠房は、更らに追申として、

酒井辭役
要望

誠に愚案に過日來懸念候は、久世和州(聞老久世大和守廣周)上京之上、叡慮御旨趣被仰出候にも、何分酒井若州(所司代酒井忠義)在役にては、甚何か如何之事と吳々心配仕候。唯今從禁中退役之儀被仰出候事は、難相成事、旁甚心配仕候。何卒和州上洛迄に、辭役に相成候得ば、大に都合と存候。

此れは久世閣老上京以前に、酒井所司代を斥けたいが、朝廷の力ではそれが出來ないとの事、久世上京は、既記の通り、島津久光が四月十六日建白してゐる(參照文久大勢一變上篇 八二、八三)

岩倉に秘
密

吳々若州(酒井所司代)には、不容易姦曲者故、實に懸念仕候。其元達(久光等)之賢考にて、何卒和州(久世)入洛迄に、退役之様勘考仕度候。此儀決して岩倉少將

(具禮)杯へ不洩様、吳々極内々申入置候事、亂書御推覽御推覽々々々。

被仰出之御旨趣、是は別段御受書被差出候様存候事、其上可入叡覽存候事。

忠房

島津殿へ

入覽後急速投火々々極内密々々。

朝廷風向
の一變

此れにて見れば、岩倉具視なども、近衛忠房の眼中には、忌避人物の一であつたことが判知る。元來酒井忠義は、和宮の御降嫁に就ても、大なる骨折をなし、主上よりも御内々賞賜があり、朝廷にも受けが悪しくなかつた者であつたが、それが「不容易姦曲者」と指摘せらるるに至つたのは、亦た以て朝廷の風向きが一變したる徴候として見る可きであらう。

島津久光の奉答書は、左の如く近衛家に呈せられた。

久光奉答
本文

一昨夜(文久二年四月廿三日)以來浮浪之徒、彌猛暴之形勢被聞召候。元來右之徒爲皇國赤心報國之念を以、投身命候段は、感候御事候得共、攘夷一件に付ては、實は自先年被惱宸衷候處、何分國中一致之儀、第一と被思召候に付、尙厚被

廻_レ叙_レ慮_レ候_レ御事に候。

此れは攘夷に就ては、舉國一致の必要があり、舉國一致には公武合體が、先決問題であるとの意味。

然處方今血氣之壯士等、不用理解暴論を爲主、勅命を待ずして、猥に亂妨ケ間敷儀に及候段は、忠憤却て違勅之罪に相當候に付、右等之輩は、早嚴可加制止旨承知仕、奉畏候。乍併私方へ不能居者、其力に難及事に御座候。此段は前以申上置候。

此れは過激の徒に對して、制裁を加ふ可き旨を云ふ。乃ち寺田屋事件の如きも、云はゞ違勅の徒を制裁したる譯合となる。此に於て島津久光の立場も、朝廷に對し、天下に對して、立派である。

元來此の奉答書は、前日島津久光の懷刀の一人である堀次郎が、岩倉少將に請うて、申し降したる勅書に對するものであつたことは、既記の通りだ(參照一)。尙ほ、乍併私方へ不能居者、其力に難及云々の言は、恐らくは暗に長州の有志其他

一半責任を長州に歸す

を斥したものであらう。島津久光の眼中には、長藩其物が、激徒製造の策源地であるかの如く映じたであらう。何となれば長藩の有志と云はんよりは、その代表者が、有馬新七等と、氣息相通じ、一大活劇を、鞞轂の下に演出したることは、餘りに公然であつたからだ。されば薩藩側では、其の責任の一半を、長藩に負はせんとしたのも、薩の立場としては、決して理由無きことではあるまい。

【三】 島津久光の奉答書 (二)

更に久光の呈書の

島津久光は、別に近衛忠房に向つて、左の書を呈した。

昨夜は於朝廷、御内々野宮宰相中將様、爲御使其御殿(近衛邸)え御書付御持參之由、私え浮浪輩に理解可仕旨被仰出、恐入難有奉存候。仍御請書別紙(參照二)に相認差出申候間、よろしく御披露奉願候。以上。

酒井持斥
の困難

而して其の追啓として、島津久光は、左の如く云うてゐる。

追啓御端書之趣、委細承知仕候。酒若(酒井若狭守)儀に付、御懸念之儀者、御尤之至奉存候。乍併此儀者、誠に六ヶ敷奉存候。久大(久世大和守)上洛之上は、私十分差はまり、説破可仕所存に御座候。酒若儀、私一面會にてもいたし候者に候得者、直に面會得と事情申諭様も可有御座候得共、此儀も出來兼、且久大と申ても、同様之事候得者、書狀又は人など遣し候事も、難相成、最早道中歟とも推察仕候。

久世上京以前に、酒井所司代を辭職せしむるの困難を云ふ。

近衛氏御
紀憂

扱又申上兼候儀に御座候へども、其御殿諸大夫杯之處、酒若引合愚考仕候に付、右之者共より、色々申上、旁御配慮被遊候御事歟と奉存候。

此れは近衛忠房が、其の家臣等に多少誤られて、斯る杞憂を爲すではあるまいかとの事。

吳々も當時之勢、逆も午年(安政五年戊午)之様暴政者無之事と奉存候。

天皇刀を
久光に賜ふ

此れは井伊既に亡し、安政大獄の如き心配は無用であるとの事、所謂る羹に懲りて、膾を吹く心理情態の當時の京紳に對して、頂門の一針を下したるもの。

今大路丈は御退相成候ては、如何可有御座哉。乍併是も御都合次第之御事と奉存候。先は御請旁此段申上候。以上。

此の如く島津久光は、寺田屋一件によりて、却て其の地歩を占め、著々其の豫定の目的に向つて進行した。而して其翌四月二十六日には、近衛忠房は、久光の隨行員小松帶刀を召し、主上には特に宸翰を忠房に下し玉ひ、常に御座右にありたる左文字の御短刀を久光に賜はる旨を傳達した。

忠房内書

忠房の内書に曰く、

尙々餘條は帶刀へ可申と存候事。

今日も快晴に候。彌御平安珍重に候。其元(島津久光)誠忠之條々、天朝不淺御満足之御旨趣、就ては其元御心底被賞、從來御物之御短刀、極密々被遣度叡慮、昨日不存寄、勅書にて賜候事、何共恐入、於愚拙も、深畏々候事に候。御禮厚申上置

候事に候。仍て今日帶刀(小松)招寄、目出度御傳申入候。幾久敷御重寶可爲存候。賜候勅書寫置候儘、御拜見之様存候。御跡は幾久敷其元へ御殘し置之様存候。仍寫取、目出度内々御傳申入候事。

四月廿五日

忠

房

島津和泉殿へ

内々

勅書寫

勅書寫

尙以時氣自愛可在存候。吳々泉州え宜可申達様頼入候也。

連日夏景増加候。彌其卿壯健満足候。偕者泉州(島津久光)即今浮浪之輩鎮靜之儀頼み置、苦勞に存候。且亦總體國論勤王之志專にして、萬事進退可應勅諭之趣、實以正論、殊更頼母敷候。彌其趣意深厚、行末々迄も、勅命遵奉有之候様にと存候。此品僉輕に候得共、從來持古し候故、芽出度内々泉州心底可賞旁、一笑に遣度、先其卿(忠房)え差出候儘、宜傳達頼入候。決而極内々儀、其邊相含候而、取計

之儀も頼置度存候也。

四月廿四日

近衛大納言のもとへ

此れは島津久光に取りては、實に冥加身に餘りある事であつた。而して久光は御禮として、近衛忠房を経て、一封の金を奉獻した所、孝明天皇には、御返却遊ばされた。

久光の獻金返還

扱爲御禮と極内密獻金之儀、一封に封込御直披に奉願、献上仕候處……殊外御心外に被思召候御事。乍去厚情之程、無に不相成様、程克差心得候て、可及返却様との御内々勅書拜領仕候事にて、其元にも折角之御存旨、扱々御氣之毒に候得共、叡慮も御尤様成御事、達て献上難仕儀故、御返納申入候事と存候。此の如く近衛忠房より理狀と與に、返却し來つた。此れは四月二十九日附の忠房から久光への手簡だ。

第二章 井伊政策の壞崩

【四】幕府の自發的讓歩

坂下門事
變の打撃

翻て幕府側を見れば、文久二年正月十五日、坂下門外にて、安藤對馬守が要撃せられたる一事は、要撃者等に於ては、其の目的を達しなかつたに拘らず、幕府其物に取りては、正しく一大打撃であつた。安藤は深手と云はんよりは、寧ろ淺手を負うて門内に逃げ入つたが、然も彼の政治的生命に取りては、それが致命傷となつた。云ひ換ふれば、久世、安藤の聯立内閣は、此の一舉に據つて、終りを告げねばならぬこととなつて來た。（參照 文久大勢一變上篇 一六一—二〇）。

幕閣の變
動

當時毛利慶親は、其臣長井雅樂をして、公武合體説を、江戸閣僚筆頭久世大和守に進言せしめ、遂ひに彼を動かし、仍つて長井雅樂は、幕府の依囑によりて、京都に赴き、目付淺野伊賀守亦た之に同行して、京都に周旋した。（參照 文久大勢一變

上篇 三九—四四。而して幕閣に於ては三月十五日に至り、本多忠民老中を罷め、水野忠精、板倉勝靜之に代り、四月十一日に至りては、安藤對馬守も亦た罷めた。安藤は其の創平癒したから、三月二十六日には、千代田城に登營した。毛利慶親は、其事の甚だ天下の人心を失ふ所以なるを見て、而して安藤にして在任せば、到底公武合體の實行も覺束なしとして、幕府に進言する所あり、更らに其臣林主税をして、之を久世閣老に説かしめた。果して其爲めであつた乎、否乎は、姑らく措き、四月十一日安藤の御用部屋より退去したるは、幕府側の一大讓歩と云はねばならぬ。

井伊計畫
水泡

當初井伊大老は、一切の禍源と認めたる水戸を退治し、京都に於ける主上の周邊の貴紳を退治し、諸國の有志諸浪人を退治し、天下の政治を癸丑甲寅以前に復せんと心掛けた。而して其の退治の業九分九厘まで成功したる曉に、却て自から退治せられ、其の計畫は、水泡に歸した。

井伊派全
滅

但だ其の後勁として、安藤對馬守があつた。彼は井伊程の底力は無かつたが、其

の眼先は井伊よりも能く見えた。彼は大計に明らかでなかつたとしても、小策には豊富であつた。閣老の位置にて、外人と親しく應接の出來た者は、恐らくは彼以外に一人も無かつた。而して彼は若年寄たりし日に於て、井伊の手先として、水戸退治掛りを努めたから、反對派側の情偽にも、略ぼ通曉してゐた。井伊の後に於て、井伊の衣鉢を相續する者は、彼以外に誰も居なかつた。然るに今や其の安藤も去つたから、幕閣中に、井伊の遺志を成さんとする者は、最早全く其痕を絶つたと云はねばならぬ。

薩長公然
の運動

斯る場合に於て、大びらに長と薩との運動が開始せられた。其の一は長藩の運動にて、文久元年六月長井雅樂が、開國遠略、公武合體の説をもて、先づ朝廷を動かす。更らに幕府を動かす。幕府の贊同を得、更らに幕府の依頼によりて、幕吏と與に上京したるは、上記の通りだ。而して第二は島津久光の大兵を率ゐて、上京したる事だ。若し大老井伊にして在らしめば、島津久光は、果して此の如き事を做し得可かりし乎、否乎。そは臆斷の限りではないが、然も井伊大老既に其元を喪

ひ、島津久光は無人の地を行くが如く、上京した。而して島津の虞るゝ所は、幕府ではなく、却て幕府を顛覆せんとする激徒の一群であつた。是れ實に政機一轉の兆と云はねばならぬ。而して島津久光は、四月十六日、京都近衛邸に於て、種々建白する所あり、其中の一項には、

島津の安藤排斥

安藤對馬守手疵平癒出勤仕候由、是者第一天下之人心に關係仕、不可然事御座候間、速に退職仕候様被仰渡度事。

幕府自體の改革

とあるが、然も幕府は此の建白書以前、四月十一日に彼を罷めしめた乃ち此の一事を見ても、幕府は自發的に、薩長兩藩の建白の旨趣を、實行しつゝ、あつたことが判知る。此れは必らずしも薩長に威嚇せられたと云ふ譯ではあるまいが、然も幕府は自衛の爲めには、公武合體の外なく、公武合體の爲めには、朝廷の意志を尊重せねばならず、朝廷の意志を尊重するには、天下の人心を満足せしめねばならず、天下の人心を満足せしめんには、井伊大老の暴政を、平反せねばならずと覺期したものであらう。此の如くして井伊大老の施設は、他人の手を俟

たず、幕府自からの手もて、殆んど悉く皆な之を拂拭し去らんと努めた。

在京薩長の實力

- 一 和泉は秀才之由衆人申候。何分人才多分有之候哉、都而之所置無滯行届申候。薩兵千五百人逗留、高瀬川を引舟にて四月比より今に運送絶不申、大炮凡百挺餘持參、其餘鐵銃砲共其數をしらす、國許より蠟燭師杯多人數召連、日々多く出來、鍛冶甲冑師大工職人夫は無殘所召連來候由。
- 一 長州方も自分屋敷に凡士七百人程詰合有之、追々屋敷内普請致し居被申候由。去る四月廿八日に七貫目より九貫目位迄之大砲を車臺共に七挺程、東洞院を四條へ、四條を寺町へと自分屋敷え引込候。午前時分に見物人多く一同愉快讚歎仕候。〔東西評林〕

【五】所謂る毛利慶親の意見

大英斷の要

尙ほ中根雪江の「再夢紀事」に據れば、毛利慶親は、文久二年三月五日登城して、久世閣老に面し、左の如き意見を吐露したとある。

毛利侯建白之旨は、兼々申立も有之候處、去る五日（文久二年三月）登城にて、久世侯へ面會申述候趣、其大意は兼々徳川家之御爲に存意建白仕、段々申立置候處、餘之義にも無之、追々天下之形勢變革仕、今日之如く相成候上は、是非大英斷無之ては相成申間敷。

先づ大英斷の必要を云ふ。

郡藩割據の勢馴致

一體先年井伊殿在職之節は、井伊殿之了簡より、萬事御暴政之筋に而已成り來候處（下げ札、暴政と申文字には、無之よし）井伊殿退没後は、安藤殿專權にて、井伊殿在職之有様より、甚しき御暴政に相成、天下中人心盡く徳川家を離れ居り、既に鍋島（下げ札、鍋島家と名指不申由）内願之趣にて、隠居被仰付候處、右は

徳川家之御暴政、最早逆も不可救事と存、内實は専ら一國富強之目論見に有之、其外大藩共、各一國々々を専ら守候勢、皆幕府之御仕向不宜所より、かくは相成り、徳川家之御爲、誠に苦心之至に御座候處。

以上は井伊の後を承けたる安藤の暴政よりして、天下各藩群雄割據の勢を誘致したる次第を云ふ。

幕府の朝廷欺罔

夫は扱置和宮様御下向之儀は、御下向にさへ相成候得ば、將軍家直様御上洛と申事に迄、各方御調印も有之、誓をも御立被成候程には無之哉（參照久世安藤執政時代 九五―九九）。然る處其後之御様子を拜見いたし候處にては、御上洛所には無之、如何にも京師を御踏付被遊譯にて、萬事天朝を欺き被遊候御輕蔑も最甚きと申。

幕府側が、和宮御東下の交換條件とも稱す可き義務を閑却したるを詰責し、頗る痛切を極む。

京師方の憤激

此節京師に於ては、天子盡く逆鱗、宮堂上方一同憤慨一方ならず、只今に徳川

の御家も、如何様に歟相成可申、上は京師之御模様と申、下は人心之背叛と申、實に危急累卵之御場合に御座候。京都の情勢を説く。

兩人對座の光景

大御英斷不被爲、在候ては相成間敷旨、縷々談論有之候處、久世侯愕然之様子にて、其御英斷は如何之儀に候哉と承候處、毛利侯默して、久世侯の顔を睨み、稍久しく答も無之候處、再三承り候に付、左様迄に御聞被成度候はゞ、存意之事も、御英斷に相成事と相見候間、可申述候。

如何にも兩人對坐の光景觀るが如し、此れは恐らくは小説らしく思はるゝ。以下毛利慶親の大改革意見なるもの。

親變の改革意見

今日に處候ては、御懿親と申、人材と申、是非越前守(松平春嶽)を大老に御引上げ、一橋殿をも、御輔佐に御用被遊、折々御登城にて御政事之御相談も有之、其外川路(左衛門尉聖謨)佐々木(信濃守顯發)之如き、正義を以、廢黜仕候者、並有志之者、不殘御役方へ御用ひ被遊、行々此上之政事復古之御手段之外は、有之間敷旨申述候處、其勢ひ如何にもおそろしく、久世侯誠に愕然にて、

幕閣驚畏

以上は所謂る毛利侯の改革意見と稱するもの。答には誠に御申聞之趣、御尤至極候間、何分盡力可仕候、乍去私一人へ御申聞にては、指支候間、同一列一同へ御申聞被下候様にとの事にて、内藤(信親)本多(忠民)等一同、列席之上、前文之意味、又候縷々申述候、何れも驚入候様子にて、更に無言にて有之候に付、毛利侯盡く憤激之有様にて、御答も無之を見れば、愚意之趣、御決斷にも相成ざる事と相見候哉と被申所、一同に、決て左様之譯には無之、微力にて何共不安心に存候旨答に及候へば、毛利侯重て、彌幕府において、紀綱御一新之勢も無之、京師へ之御申譯も不被遊、人心を御慰撫之御手段も無之候はゞ、最早此上は天子を挾で、四方へ號令仕候外は無之(下げ札、天子を挾むの口上は、不申出候由)、此儀は薩肥等申合候事も御座候間、彌御決斷も無之候はゞ、右様仕候心得に御座候、左様相成候節は、流石丸而御負け申心得にも無之候間(下げ札、丸負も不申出よし)、屹度御了簡被成候様にとの事にて、閣

慶親の感嘆

第二章 五 所謂る毛利慶親の意見

長井上京
問勸告

老一同其雄威に恐れ、早々申合可申旨答に付、如何にも威猛け高にやりつけたる模様である。

毛利侯被申候は、京師模様御疑惑被成候ば、家來に永井雅樂と申者有之、此者儀能心得居候間、此へ御尋可被成旨申述、退散致候由。

以上が所謂る毛利侯對久世其他閣老對談と稱するもの。

長井上京
を命ず

依而閣老一同皆顔色を變じ、早速永井を呼出し、一々承候處、成程毛利侯之被申述候よりも、大變なる有様にて、一層苦心も相増、何事やらん十二日(文久二年三月)に幕命を以、永井京師へ發足致し候趣。

下げ札は長州家へ問合候處にては、何れも虚誕之説には無之趣に御座候、とあり、而して中根雪江は、

朱書(下げ札のこと)の文意を按ずるに、或人の長藩士へ問合たるを、藩士より主侯へ伺ひ、主侯の答へられしを、記したるものと考らる、と附記して、如何にも眞實らしく信じてゐる。

右説の眞
相

然も毛利家側の記録には此事無く、且つ慶親其人の性質は篤實温厚、とても斯る過激なる言論を、閣老と闘はすが如き人物でなく、且つ三月五日は登城日でもなく、十五日には登城したから、若し此事ありとすれば、十五日であらうと思はる、但だ烟の揚る所には、火がある。此の記事は針小棒大ではあるが、全く無根とは思はれない。要するに京都では島津氏の刺戟、江戸では毛利氏の刺戟、兩ながら其の利目の少くなかつたことは、争はれない事實と認めねばなるまい。

【六】 一陽來復(一)

幕府の暴
政取消

毛利氏の刺戟が、如何なる程度まで利目あつた乎、何れにしても未だ朝廷から其の沙汰無き以前に、幕府は自發的に、井伊大老の所謂る暴政を取消すこととした。此れは關西に於ける島津氏の運動が、興りて、力大に居るものと察せらる

る、兎にも角にも薩は朝廷よりして、幕府を動かさし、長は幕府を動かして、朝廷に及ぶ。其の著手の順序は各々途を殊にしたるも、薩長が幕政匡正の運動に、先鞭を著けたることは、争ひ難き事實だ。

一橋卿以下散免

不容易上方の風説、關東へ聞ゆるからに、閣老衆初も、目今の幕政壓制を以維持し難きを悔悟せられし歟。四月廿五日に至つて、橋公(一橋慶喜)尾老公(徳川慶恕)我老公(松平春嶽)土山内豊信(伊達宗城)兩老侯の御愼、悉皆御免被仰出たり。(再夢紀事)

此の如く幕府は安政五年七月五日井伊大老によりてそれぞれ處分せられたる懲罰を、文久二年四月廿五日に到りて解除した。

近衛實司以下宥許申出

此日(文久二年四月廿五日)閣老衆より京都所司代へ、先般御縁組無比之恐悅に付、天下別段大赦被行度思召之旨、舊冬(文久元年冬)千種少將、岩倉少將を以被仰出趣、篤と相調べ可申上旨、兩朝臣迄申達置候處、右大赦之儀は、彼是御差支之筋相見へ、容易に難仰出候處、思召之御旨も被爲在に付、尾張前中納言

殿を始、先年御不興之筋は、悉皆御宥許、以後平常之通り被仰出候に付、京地におゐても鷹司近衛入道殿(鷹司政通)近衛忠照(前右大臣殿)鷹司輔熙(御々)王院宮(青蓮院宮)御始、先年辭職落飾等被仰出、當時御愼中之方々も、寂慮を以、御愼等悉皆御宥許被遊候様被思召候間、右之趣、關白殿へ申上候様被申達、同月廿九日勅許云々。(同上)

此の如く幕府は未だ朝廷よりの直接御沙汰を受けざる以前に、先手を打つて上記の通りに奏上した。大久保日記に曰く、

四月卅日

- 一 於關東市橋公、越公、尾張公、土佐侯、御愼解に相成候由、吉左右承知。
- 一 栗田宮様、近衛様、鷹司様等御愼解、今日被仰出候由、實に今日は千載之一時、昔年之苦心、一時解釋、言語之及處にあらず。

前歌後舞の喜氣、言句の外に溢れてゐる。沈深重厚の大久保にして此言を爲す、亦た以て一般の人氣が蘇生したる思を做したる事が推察せらるゝ、而して

九條關白辭表捧呈

事此に至りては、九條關白も、其儘在職す可きでなく、彼も亦た辭表捧呈の止むなきに到つたことは、勢の已む可からざる次第と云はねばならぬ、乃ち彼は四月卅日をもて、左の辭表を捧呈した。

近頃痲痛難治、其上咳嗽痰熱之往來、或四時之感冒にて、日夜之困苦、且追々及老年候て、急速にも快氣之驗、難量候、依之重職之勤恐入候間、猶又關白内覽、隨身兵仗等辭申度候事。

九條へ宸翰下賜

此の如く彼は心ならずも周邊の大勢に餘儀なくせられて、斯く申出でた、而して主上には其翌五月朔日附にて、左の宸翰を賜はつた。

雨天曠々敷候處、彌御安全令賀候、然ば昨日は辭表被差出候儀、實々殘懷且本意之至に候。

辭表提出の安全

此れは主上としても、恐れながら一片の御挨拶であらう。

先日來も毎々打明申入候通、浪徒之暴發、實々危事、且夕に迫り、萬々一不慮之儀御座候ては、御氣毒は申迄も無之、不外聞、朝威之疵、方々、實は辭表之方許容

は二段、先は出候儀、世上に聞え候へば、強角少しは、くじけ候半と存候事にて、於予は過日も申通之外、無他存候間、兼て御承知頼入候。

此れは御聽許は姑らく措き、辭表を出してさへ置けば、九條關白の身邊の危険も、聊か緩和が出来様との御沙汰、實の所九條關白も、浪士襲撃の目標となりつつあつたからには、一身の安全の爲めには、榮職を抛つも、已むを得ないと觀念したものであらう。

鷹司青蓮院宮に御配慮

扱又昨日は不存寄、俄に關東より各赦免之事申來候、各出仕に成宜敷儀、一つは世上之人氣靜、且尊公(九條關白)も恨受之處も、是又少しはくじけ候事と存候、然前右府(鷹司輔熙)、獅子王院宮(青蓮院宮)之處、過日來申候通、餘程心配物に候て、存念は尤此後餘り面會不致了簡に候、猶又御勘考頼入候。

此れにて青蓮院宮、鷹司輔熙などは、尤も九條一派から忌避せられたるものと察せらる、故に主上にも斯く尋酌の思召を示し玉うたものと察せらる。

來臨從前通

且鳥渡申入候は、尊公辭表は被差出候得共、尤否哉返答迄之内にても、用有之

時は、御招も申候事、又從尊公御來臨は是迄通と存居候事に候、御所存御尋申入候。是無二に御引にては如何哉、過日は取掛之件々も候半、猶御思惟、御尋方方申入候、猶又萬々一辭職後とても、不相替御親敷段は、兼て頼入置候事、是等之事申度早々申入候也、何も荒々。

准后慰安の依頼

此の如く主上は九條關白の感情を和ぐる可く、頗る慰諭の宸言を賜はりつゝ、あつたが、然も彼が辭職を御聽許あらせらるゝ、思召は、言表に分明である。

且如此之次第にて、尊公辭表被出候件々、何卒准后(英照皇太后)へ篤と申聞頼入候。昨夜粗申入置候へ共、何分委細不存人故、只歎息計に成候ても、如何故、何卒父公より巨細に御諭、只頼入置候事。

此の如く九條尙忠は、准后の父にして、准后の心を安んず可く、彼よりして辭表の仔細を告げんことを御依囑あらせられたのだ、然も何は兎もあれ、主上に取りては、一陽來復の御感が在らせられたことと拜察せらるゝ。

〔七〕 一陽來復 (二)

幕府の赦免奏上

前記の如く(參照六)幕府は四月廿五日(文久二年)附にて、それぞれ井伊大老によりて、懲罰せられたる親藩其他に就て、赦免の申渡をした。而してその書付は四月三十日所司代酒井忠義より武家傳奏を経て、上奏せられた。

尾張慶恕赦免

尾張前中納言殿

先達て御慎御免被仰出候節(萬延元年九月四日)、御在國等御願被成候儀は不_レ宜、且又大納言殿へも、度々御對面等被成候儀は、御斟酌被有之、御親族方其他へ御文書御往復等之儀、都て御遠慮被有之候様にと之御内沙汰之趣、相達置候處、思召御旨も被爲在候に付、先年御不興之筋は、皆悉御宥許被遊候間、以後都て平常之通、御心得被成候様被仰出候、就ては御對顔も被遊度思召に候間、近々御登城之儀可被仰出と之御沙汰に候。

此の如く徳川慶恕(後に慶勝と改む)は安政五年七月五日以來、井伊大老の爲めに

日蔭の身となりたるが、漸く足掛け五年、滿三年十個月目に、自由の身となるを得た。

德川慶喜
赦免

德川 刑部 卿殿

先達て御慎御免被仰出候節(萬延元年九月四日)、御親族方其外他へ御面會、又は御文書御往復等(以下前文に同じ)。
乃ち德川慶喜も亦た然りだ。

松平慶永
赦免

松 平 春 嶽

先達て慎御免被仰出候節(萬延元年九月四日)、在所へ罷越候儀は難相成且又親族其外面會又は文書往復等之儀は、遠慮致し候様にと之御内沙汰之趣、相達置候處、思召御旨も有之候に付、先年御不興之筋は、皆悉御宥許被遊候間、以後都て平常之通可相心得候。

此の如く松平慶永も亦た自由の身となつた。

山内豊信
赦免

松 平 容 堂

先達て慎御免被仰出候節(萬延元年九月四日)在所へ罷越候儀等は、難相成(以下前文に同じ)。

山内豊信も亦た、自由の身となつた。

右之通今日被仰出候事。

四月廿五日(文久二年)

武家傳奏
への別紙
申達

而して酒井所司代は、更らに左の別紙を、江戸年寄(閣老)からの意を承けて、武家傳奏へ申達した。

右一紙

先般御縁組御先例も無之、今古莫大之恐悅に付、一天下へ別段之大赦被行度、思召之旨、舊冬千種少將、岩倉少將を以、被仰下、篤と取調、追て可申上旨兩朝臣迄申達置候處、(參照 久世安藤執政時代 九四)右大赦之儀は、彼是御差支之筋も相見、容易には難被仰出、然る處思召御旨も被爲有候に付、尾張前中納言殿始、先年御不興之筋は、皆悉御宥許被遊、以後都て平常之通被心得候様、別紙之通

被仰出候。當地に於ても、鷹司入道准后殿(政通)、近衛入道前左大臣殿(忠熙)、鷹司入道前右大臣殿(輔熙)、獅子王院宮(青蓮院宮)御始、先年辭職落飾等被仰出、當時御愼中之方々も有之候間、叡慮を以右御愼等、皆悉御宥免被遊候様被思召候。右之趣關白殿(九條尚忠)へ可被仰上候。尤右之外御咎其外御赦免等可相成者も可有之、追々取調之上、可相達候間、其段も被仰上置候。就ては御咎御免等に相成可然者、當地之分は、取調可申越旨年寄共より申越候。右に付關白殿へ被仰上、言上之上早々被仰出候様にと存候事。

此の如く所司代より四月三十日武家傳奏へ申達した。仍て五月朔日左の如く仰せ出された。

九條氏異議無し

右早々取計可有之、昨夜(四月卅日夜)所司代相達候得共、深更に付、今朝被經内覽候處、無御所意、可被任叡慮、且依所勞不能持參、武傳披露可有之被命之由被示、以峻河披露、後時、兩役召御前、彼是御評議、左之通被仰出。

即ち九條關白にも何等異存なく、然も所勞と稱して引入り、出席これ無く、爲めに議奏、傳奏御前會議の上、それぞれ宥免の御沙汰あらせられた。

近衛豐司以下宥免

入道 准后(鷹司政通)

入道前左大臣(近衛忠熙)

右以深思召關東へ御沙汰被爲在、自今參内以下萬事平常之通被心得、不及遠慮、由被仰出候事。

此の如く鷹司政通、近衛忠熙は、本來の面目を恢復した。

入道前右大臣(鷹司輔熙)

以深思召關東へ御沙汰被爲在、自今愼解、參内以下萬事平常之通被心得、不及遠慮、由被仰出候事。

鷹司輔熙も、亦た然りだ。

獅子王院宮

以深思召關東へ御沙汰被爲在、自今被免、永蟄居爲青蓮院門跡隱居、參内以下、萬事平常之通被心得、不及遠慮、由被仰出候事。

青蓮院宮御宥免

青蓮院宮も、亦た自由の身となられた。

右可申渡但獅子王院宮、去安政五(六の誤)年、右被仰出之度、彼是被聞食及候儀も有之(此れは宮の御持戒に付き、缺陷のあつた事)候得共、今度總て御宥免之間、以來猶可有謹慎、自御世話可申達旨御沙汰。而して故三條實萬に對しては、

三條氏恩賜

三條故入道前内大臣慎之儀、先年被免候得共、及所勞危急之期被免候條御殘念思召候。今日入道准后以下被免候に付、聊可有恩賜、召息少將(實美)、委曲可申渡御沙汰候。

此の如くして彌よ公武合體の初歩は出で來つた。



松平慶永畫像 (子爵松平慶民所藏)

第三章 松平慶永の再出仕

【八】 松平慶永と閣老との問答 (一)

幕府慶永
を要す

松平慶永を大老となす可しとの議は、安政五年戊午の政界に於ける識者の通論であつた。水戸齊昭等の安政五年六月廿四日の不時登城に際して、齊昭等の井伊大老に向つて論談したるその一項も、正しく此事であつた。此の事に就ては鳥津久光の建白もあつた。(参照 文久大勢一變上篇 八二、八三)されば幕府が未だ朝廷の御沙汰なき以前に、自ら進んで兎も角も慶永を幕議に參與せしむる必要を感じたるは、未だ必らずしも異しむに足らない。而して彼は文久二年五月七日、將軍家茂の召によりて、安政五年七月以來、久し振りに登城した。

慶永登城

御登城にて、下之御部屋へ御控之處、御目見得後(將軍謁見後)、久世大和守殿御逢有之度趣、御同朋を以、御申出有之、無程於御座之間、御目見被仰上、御懇之上

意等有之、御退坐之上、御部屋にて良久御待被成、未刻過て大和殿(久世廣周)板倉周防守殿(藤野)西御椽にて御逢有之。

久世板倉との會談

斯く慶永は登城して、將軍に謁見後、久世、板倉兩閣老と會見した。

大和殿御申には、無據御運びも有之、段々長々之御引籠にも相成り、嘸御退屈に候半、如何御暮し被成候哉と、御深察之由に付、公(慶永)慎被仰付候已來は、唯一身の保養のみ心懸、召仕候側廻りも見輩のみにて、庭際の遊歩、或は詩歌の慰み、又は婦人相手に歌かるた位の事、世間の事には、一切關不致相暮し罷在候と、御答の處。

久世の助言依頼

慶永も積年の鬱屈胸に塞り、斯く返答をするの外無かつたであらう。

大和殿、當今の時勢、定て御承知も可有之、誠不容易運びにて、差當り公武之御間柄之義に付、種々無量之困難有之、徳川家御安危之界とも可申御大切至極に候、已來共何分此邊御相談被下候様致度と御申に付。

談話は彌よ本題に入り來つた、然も松平慶永は、今更ら閣老等の申分を其儘神

慶永絶

妙に聽納す可き譯にも參らなかつた。

公刑餘不肖之身分に、右様之御頼、一と通り難有次第は申迄も無之候得共、唯今も申上る如く、閉居中は、一身の消遣のみにて、世上の義は謝絶罷在、五ヶ年已來の時勢は、一向に不案内と申、元來不學無術、中々以御相談相手に可罷成候覺悟は、分寸無之候へば、左様之義は決して御斷りに及候と御申之處。

慶永は閣老の申出を、一應は斷然と彈ねつけた。

久世將軍上洛問題提出

大和殿如何様左様之御儀も可有之候得ども、何分危急之御時節故、其外共御相談相願度、指向き御上洛之御評議に候が、此儀は如何思召候哉と御申に付、御上洛とは將軍が京都に赴き、親しく至尊に向つて、敬意を表し奉ることである。

公存じも寄らぬ御尋にて、何共御答之申上様も無之、……譬ば蛇の首尾を斷ち胴中計りの御嘶し、サツパリ解し不申候得ば、中々可否の論所には無之、惣體何を承候ても、寢耳へ水にて、一つとして相辨へ候義は無之候得ば、一つと

して御相談は出来不申。
慶永は此の如く理つた。

久世殿……仰せの趣も御尤至極にて候。此義長州杯より申立候次第も不
易、則書面も有之、可入御覽、其外京都之事情、夫々取調候書付も有之、何れも可
入御覽候間、御熟覽の上にて、御論判可被下と被申。
對話は益々深く進行した。

慶永堅く
御絶

公書付計及一見候とて、何と可仕哉。元來之時勢を、更に心得不申、其上近來氣
鬱不記憶に相成候故、俄に承事は覺え候事は不出來、況んや見込は猶以付不
申、吳々不肖不徳之拙者杯、重大之御相談に相加り候、御裨益可有之譯は無
之候へば、何卒左様之事に不相成様相願度と仰せらる(以上再歩紀事)。
松平慶永は、容易に閣老共の投じたる好餌に喰ひ付くを肯んじなかつた。安政
五年の頃には、大老問題は、寧ろ慶永側の仲間から運動したが、それが實行せら
れざるのみか、却てその爲めに奇禍を誘致した。然るに此回は閣老側から水を

向け來つたが、然も慶永に於ては、斷々乎として拒絶した人も變れば時勢も變
る。

【九】松平慶永と閣老との問答 (二)

閣老側では、飽迄も松平慶永を、拜み倒さんと努めた。

久世慶永
の上京を
乞ふ

大和殿(久世大和守廣周)又端を改めて、私義今日上京之義、仰せ蒙候、誠不容易
御時節、非力の私共にては、御用辨萬々無覺束模様に相聞へ候へば、何卒御一
所に、御上京被下候義は、相成間敷哉と被申。

慶永更に
謝絶

此の如く久世は、慶永をも誘うて上京せしめんとした。
公さて、思ひの外なる事共のみ御申聞候ものかな。五年已來閉居致候者
を引出され候哉否や、種々の御難題共、當惑之外は無之、御考へも可被成、世外

の閑人と心を持ち、婦人相手に歳月を送り來候隱者の身分、決して御斷り申候と仰せられしかば。

慶永は久世閣老の申出を緊しく彈ね附けた。

板倉また
勸説

周防殿(板倉周防守勝齋)被申候は、公は入望に副ひ給ふ御方故、ケ様に御依頼申候。此節柄人望を得候上ならでは、何事も行はれ不申、何卒大和守申上る如く御頼之趣、御承引相成候様致度との事に付。

板倉閣老も亦懇ろに勸説した。

公拙者を人望有之段御申聞候が、夫はあるかも存じ不申、夫は假令如何程人望あるにもいたせ、是皆人より望む所にて、我身に引受け、其衆望に當るべき覺へとては一圓無之、人の望よりは、我心に問ひ候方、一番慥成事にては無之哉と、斷然御固辭に被及候處。

慶永は此の如く、楨杆でも動かぬ決心を示した。

台命にて
勸説

兩閣(久世、板倉)も良暫く默然として居られしが、辭を改めて被申上候は、我々

共色々申上候故、私共にて御頼申上候様に御聞取に相成候歟も不存候へ共、全く左様にては無之、此度之義は、御大事の御場合故、將軍様厚き思召有之、何分にも諸端の御相談、將軍様の御頼被遊事候へば、御苦勞ながら、何卒御承引可被下候、左候へば、將軍様にも如何許御安悅可被思召義、是非々々御受御座候様にと、低頭平身に及ばれ、所謂平ら頼み、拜み倒しに、台慮御依頼と申御次第に相成。

慶永止む
なく承引

久世、板倉の兩人は、最後には、將軍を擔ぎ出して、慶永の頭上に蔽ひ被ふせた。此れでは慶永も辭退す可き言辭が無かつた。

御辭退の道も不被爲、在に付、重ねて被仰候は、段々御沙汰之趣、家之面目、身の冥加無此上難有仕合候得共、無識否徳の者、叨りに大政に參候義、重々恐懼之至に付、不願、憚再三及御辭退候得共、台慮御依頼思召候と申御義を、前後之次第を不辨して、只管我儘を申募候様にては、鈞命を拒み候姿にて、是亦恐悚不_レ少不堪は、勿論之事候へば、他日御辭退申候義を御舍被置被下候は、今日の

處は一と先づ御請可奉申上と被仰候處。

慶永も遂ひに條件付ではあつたが、口説き落された。

兩閣老喜

兩閣も殊之外欣悦にて、左様相成候得ば、將軍様にも嘸々御安心可被遊、私共におゐても如何計か大慶安堵致候、最早御請に相成候へば、何時表向被仰出候ても宜候哉との御談に付、御請申上候上からは、何時にても御都合次第違背は仕間敷と被仰候處、大和殿、さらば今日直に被仰出候ては如何と、板倉殿へ御談之處、早き方可然との御挨拶にて、右之通り申談候得ば、追付表向可及、御沙汰候間、左様御心得被下度との事にて御引分れに相成。

折々登城の申達

所謂る善は急げとの諺通りに、赦免後登城の即日、左の如き申達を受取つた。無程黒鷲御杉戸際へ、御老中御列座にて、御用番水野和泉守殿より、以來御用筋有之候間、折々登城可致旨被仰出之旨、御書附御渡有之、別に明日例刻平服登城にて可然事……何分明日も是非御登城御座候様御申聞有之由(以上再參紀事)。

榮辱、禍福掌を反すが如く、今や松平慶永も、愈よ幕府側の第一人者として登城の時節となつた。

【10】 松平慶永將軍に進言す (一)

松平慶永は、登城の即日、將軍よりの台慮もて、時々登城を命せられ、その翌日即ち五月八日も亦た登城した、而して當面の問題は實に將軍の上京であつた。

將軍上洛問題

八日(文久二年五月)四時(午前十時)頃御登城之處、水野殿、板倉殿御逢にて、御申談之趣は、當時京都之御模様、公武之御間柄、殊之外御六ヶ布御次第に有之、右に付長州杯よりも申立候趣と申、御上洛可然と申評議も有之候。然る處二百餘年御中絶之事故、取調らべも不容易、右に付ては莫大之御入費見留も附兼候故、御上洛之義は、難被遊歟とも、申候。此義は、如何思召候哉と被申に付。

慶永將軍
上洛贊成

早速將軍上洛の問題を提起した。

公(松平慶永)御上洛に相成候御趣旨、いまだ委細之承知も不致事候得共、昨日爲御見に相成候長州建議の趣も、随分尤之筋と申、假令何の譯は無之候とも、君臣の名分、御一代に御一度位は、御上洛有之可然、御事と存上候、況て當時不容易御混雜之譯も有之候へば、旁以御上洛之義御至當と被存候、御入費之義も、定て莫大とは存候へ共、其事を先に立て、御上洛難被成と有之候ては、本末相違相成候歟と被存候。

松平慶永は、一議に及ばず、直ちに萬障を排しても、將軍上洛の必須を論出した。幕閣も此の一件は、長州建白に刺戟せられたるものであつた。長州建白は固より長井雅樂によりて、提出せられたるものであつた。

將軍慶永
面接

未刻(午後二時)頃召出有之旨にて(原注 召出とは御前へ召出さるゝを云ふ)御用御取次平岡丹波守殿御案内にて、於御座之間御逢有之、上意によつて御敷居内へ御進之處、猶再三の上意にて、御間合四尺計之御座迄御進み、上様には御

擧も不被召、御脇指を御側に被指置、御人拂にて、丹波守殿一人御次に控居、將軍家茂も、慶永に對しては、特に敬意を表した。此れは彼が徳川將軍家の家門の一人であるばかりでなく、慶永其人が、天下の資望を負うてゐたからであつた。

初對面挨拶

上様には、時候之御挨拶被爲濟、紀州に罷在候内、御目にかゝりたる様に覺ゆと仰あり、公は御覺無之、今日初て被存上候旨被仰上、此度の御寛典深難有思召候段御禮被仰上候處、長々の御閉居、嘸窮屈の事なりしならん、御氣の毒思召杯との仰にて。

以上は一通り面會の挨拶。

上洛一件
詰問

扱御用の趣は、今般公武御問柄の儀に付、御心配の御儀被爲在、委細は老中より可申聞候得共、不容易次第候へば、何分厚致心配、上京の上御一和相成候様致度と仰せらる。

愈よ將軍より上洛一件の詰問となつて來た。

公(松平慶永)上意の趣奉畏候夫に付言上仕度儀御坐候大和守(久世廣周)被召出被下候様被仰上候處其通りに上意に付公より丹波守へ御申聞にて頓て大和守御出候に付

此の如く松平慶永は、國事進言に付て、閣老の首座、久世廣周の立合を求めた。

慶永の尊
皇論

公(松平慶永)改て被仰上候は、公武之御一和は、御眞實に御崇奉被遊候御誠心より御威通にて、御一和相成可申、叡慮之御安著と不然とは、日本國之治否に拘り候義と奉存候。

將軍に向つて先づ尊皇の誠意を發揮せよと云ふ。

乍恐將軍様の御職分にては、天下を立派に御治め被遊、萬民安堵仕候へば、夫に超たる叡慮の御安悦は無之、公武の御間柄は申さずとも、御一和に可相成候、當今不容易御時節柄にも候得ば、深く台慮を被運候義、乍憚御肝心の御義と奉存候。

松平慶永の將軍に告げ、又は告げんとする所は、横井小楠の所謂る一心治りて

天下治るの大道理を唱破したるものと察せらるゝ、此れは迂濶の見に似たるも、治國の要を得たるものだ。

【二】 松平慶永將軍に進言す (二)

國是確立
の要

松平慶永は、將軍家茂に向つて、諄々として教訓的に語つた。

夫に付日本國の治方は、ケ様成物と申動きなき國是相立不申候半而は難相成候處、夫も兎角其時々執權の心々にて、遷り易り、變動止時無之故、愈治平致兼候も、人臣の威權は、上の思召次第にて、今日あつて、明日は難計に付世上の受方も、自ら危踏有之、其人次第にて、様々に相淪り申候、又上の思召立等被爲在候へば、舉世動しがたきを致承知居候故、其方へ決候義は、堅固に有之候、此譯に候へば、治るも治らぬも、惣而御一身の御上に被爲在候へば、御苦勞千

萬の御義と申、就中々様の御時世に被爲當候ては、開國創業の思召に不被爲
在候半では、逆も御持怵らへ難爲遊御義と奉存候。

此れは治亂荒廢一に將軍其人の一身に存する所以を告げ、更らに當今非常の
時世に處しては、開國創業の大覺悟、大決心もて當らねばならぬ次第を云ふ。

公平無私
の要

夫と申も御公平の御處置ならでは行はれ不申、公平無私の台慮を以、日本國
は不及申、海外迄も御推し及ぼし被遊候様、願はしくと、不奉存者は無之、何事
も御誠意より出候事ならでは、千萬人心服不仕、天朝御崇奉の御義も、御形迹
計にては、何の御詮も無之、當今は近く御臺様(和宮内親王)も被爲入候御義候
へば、此姫宮を御待遇の御模様、且御附の婦人達御會釋振にても、御敬上之御
實意さへ相貫き候へば、自然と公武御一和も可被爲出來之處。

以上は誠意もて、天朝を尊崇す可きを云ふ、只だ徒らに形迹のみを以てしては、
決して公武合體の實を擧ぐることに能はざる所以を云ふ。

形迹にて

御臺様御下りの御形迹計にては、朝廷も御安慮不被爲在、却て尊勢を増し、世

天下治ら
す

上にては、更に安堵不仕、之が爲に種々と議論を來たし候事と相成候。
乃ち和宮御東下の事も、單にそのみでは、却て種々物論の種子となり、朝廷の
御憂慮を惹起するに過ぎない所以を云ふ。

第一に此御實情、次に日本國の治るべき條理の國是不相定内は、如何に台命
にても、上京之儀は、御斷り申上候と被仰上候へば。

此の如く慶永は將軍が誠意を披瀝し、且つ斷然國是が一定せざるまでは、將軍
の命たりとも、上京は斷る旨を言ひ放つた。

大和殿(久世閣老)段々御威權の墜行き候様相成候ては、不相濟儀と、御取合せ
有之に付。

此れは久世閣老が、合の口を入れたもの、此れに就て慶永は曰く、

將軍威權
失墜の難

又被仰上候は、御威光は最早墜ち切り候て、已に滅んとする勢かと恐入申候。
夫故に御中興之台慮に不被爲在候ては、難相適と申上候事に候、諸大名の御
爲筋を存上候所も、夫々に其向き有之、伺候致候大和守杯は、御譜代の雁の間

席大名にて、御譜代の存込有之、又春嶽(慶永)同席杯にては、國持にて、國持の意氣込有之、各其趣き違ひ申候、是等も皆台慮の御誠實一と筋に感化し、我も我もと忠誠を盡候様に可相成は勿論の義にて。

國持大名には國持大名相應の、自餘の譜代小身大名には、又たそれぞれの氣合がある、要は只だ將軍の誠意如何によりて、それが感發興起する事となる。

已に水府前中納言殿杯は、異説を主張被致候は、心得違候得共、尊王之誠意、幕府へ之忠貞は、無雙絶倫の人に候處、彼是の嫌疑を受け、春嶽如く、恩赦の期にも逢ひ不申、空敷謹慎中に相果候義、何共殘念千萬の義と歎息仕候。

水府齊昭の爲めに、其冤を訴ふ、此れは當然のことだ。

水府の騒動に付ては、一と通りならざる尊勞等被爲成候も、皆以冤鬱積怒より發起致候事にて、暴論異説御採用無之は勿論候得共、夫が爲に忠貞の誠意迄も、御疑念と相成候様成間違出來候ては、逆も天下泰平は無覺束奉存候。

水戸の爲めに辯ず。

水戸の冤

一橋慶喜を辯ず

夫に准じ一橋殿事も、世上にては皆御敵の如く思召候様に申居候、是は已前春嶽初推穀の次第も御座候得共、夫は其時の國是と存込候故の義にて、方今と相成候ては、又方今の國是可有之義にて、過去之義を執着可仕道理は無之、何分人望有之御方に候へば、御打棄なく御身柄旁御政務御相談にも被相加候は、天下慰望の一端にも可相成と奉存候旨、其他猶國本條理御論述被成候處、一々御嘉納被遊御義の由。

此の如く一橋慶喜の爲めに辯じ、併せて自己等が曾て彼を推戴したる際、事を辯じ、彼も一時是も一時今日に於ては、決して前説を執著せざる次第を辯じ、寧ろ將軍自から進んで一橋慶喜を抱容し、政務に參與せしめんと、の意見を陳述してゐる。

右等被仰上も餘り御長座にも相成候故、再三御退座可被成と御促の處、今少被仰上候様にと、御求言御引留被遊、御退出の節、明日も又致登城候様上意の由(以上再夢紀事)

此の最初の謁見は、如何にも十二分の好成绩を以て了つた而して此の問答に就て見るも、將軍家茂は未だ十七歳—滿十六歳七個月—の青年であつたが、其の年齢の割合には、聰明であつたことが、推察せらるゝ。

久世廣周京都の形勢を水戸慶篤に語る

五月十五日。此日上公、水戸慶篤御登城にて、久世へ御逢被遊京師浪人集會之儀風説には承り候得共、如何様之次第柄に候哉、御尋被遊候處、一體諸國浪人共京地へ集り候趣意は、所司代酒井若狭守、九條殿下にて萬事奸計取計ひ候事ゆへ、此兩人相除き、外夷打攘の勳を戴き奉り度との事にて候へ共、今一旦に打攘と申様には相成兼候形勢、武備充實の上には打攘外有之間敷候間、右之段を以て取儀候積に相決申候。且大和守御用有之京師へ被召候儀、何御用と申儀は相分り不申候得共、御開濟可被遊候は、一旦關東へ引取評議之上又々申上候積に付、武備嚴重素專一に被仰出候趣申上候に付、君公にも御尤に被聞召、歸御之上、右之次第に候へば、何分質素専ら武備嚴重心懸候様可致旨被仰出、且右に付ては、容易ならざる模様候へば、明日松平春嶽御城退出より御招きにて情實委曲御承知被遊御相談も被遊度との事にて、

御同朋御使にて越前へ被遣候事。

〔原田明善日記〕



毛利慶親寫眞 (公卿利元昭氏所藏)

第四章 毛利氏の京都運動

(一) 毛利慶親の將軍上洛に關する意見書

昭和七年十月一日、本日より大東京市が^{出で}來つた。大森山王草堂の老書生も、此れから東京市民となつた。

慶親意見
書提出

曩きに所謂る毛利慶親の意見なるものを掲げたが〔參照 五〕それは果して當人の意見であつたか、將た當人の意見として、世上に傳はつたものであつたか、分明でないが、此處には正しく當人の名によりて、幕府に提出したる意見書がある。乃ち此の意見書は、久世閣老が松平慶永に向つて「長州杯より申上候次第も不_レ容易、則書面も有_レ之」と云ふたる書面だ〔參照 八、九〕。此れは京都に於ける島津久光の運動を、毛利慶親及び其の周邊の周布政之助、兼重讓藏等が、江戸に於て

公武合體
運動來由

聞知し、周布、兼重兩人の進言に基き、兩人をして起艸せしめ、五月朔日(文久二年)之を在府の徳山、清末の二支藩主及び重臣益田、彈正以下の諸臣に示し、翌二日毛利慶親自ら久世閣老の邸を訪ひ、之を手交したるものだ。

外夷鎮撫、御國威更張之御處置に付ては、乍憚公武御深意御合一に被爲成速に御國是を御定被成、海内和協、御武威海外に耀候様被仰付之外有之間敷と存付、越俎之罪を不顧、鄙意申立候處、獻芹之微志、不被爲捨置、深重之御内慮被仰聞、御誠意を奉感戴、微志彌増、不得止於京師堂上之御方々迄、前段之旨趣、内申上候處、恐多くも被爲達天聽、今般私儀上京仕候はゞ、御沙汰之旨も可被爲、在由、御密旨被仰下、冥加至極難有仕合奉存候。

諸藩直接
朝廷交渉
の弊

以上は長井雅樂をして、公武合體運動を開始せしめたる由來の經過を云ふ。尙又熟考仕候處、不得止次第とは乍申、私儀外様之身分として、直に奉汚天聽候段、奉恐入候、箇様之義、自然列藩並草莽之士承及、天下之公論と存付候事件は、公儀を差置、直に朝廷へ申上候て、不苦様心得違、自己之了簡を以て、毎々上

慶親建言
の理由

書など仕候様成行候ては、誠見之所及人々小異有之、可奉惑天聽、尙又神州之御體は、鎌倉以來、幕府を被建置候付、列藩以下、直に奉汚天聽候様にては、其事之得失は、論に遑無之、幕府を輕蔑仕候筋に相當、御威光不相立候。

此れは大名が直接朝廷と交渉することとならば、幕府は全く除物となりて、幕威は地に墜つ可しとの意見だ、然るに事實は毛利氏其人さへも、長井をして先づ正親町三條卿を介して、其の意見書を上奏せしめてゐるではない乎、天下の形勢は、既に政權が朝廷に回收せられつゝあるのだ、然るに斯る建白を爲したるは何故ぞ、それは飽迄公武合體の精神を貫徹せんが爲めであつた乎、將た江戸に於ては、尙ほ崇幕の雰圍氣が濃厚であつた故乎、此書の立言に付て、在藩の前田孫右衛門から、周布政之助、宍戸九郎兵衛に向つて、痛切なる批難の長文の書を送つたのも、理りありと云はねばならぬ。

幕府威光
確立の要

幕府之御威光不相立候ては、列藩各朝廷を戴き、勅命を請、幕府を要し、終に群雄割據之勢を醸し、海内分裂、天下之公論も歸著する所無之、却て外夷之侮を

招き、御國威彌及衰弱可申候。

此れは群雄割據の弊害を云ふ。

將軍上洛の要

乍、憚大將軍御職は、上朝廷を御敬戴、下は列藩以下を御鎮壓、天下之公論を、御總括被成候て、叡慮御遵奉、禦侮の御手段被成、御行届候様可被爲、在段申上迄も無御座、御事に付、今般公方様御上洛、御國初之御先蹤を以て、列藩豫參被仰付、當時御初政に付、天下御更始之思召を以、御國是如何被相定候て可然哉、各存意申出候様被仰聞、列藩建白之旨趣御熟考、叡慮被成、御窺、勅諭台命を以、御國是御確定之御旨、列藩へ被仰渡候はゞ、衆心和協、御國威更張之御發端過之候儀は、有御座間敷と奉存候。

建白の主旨

建白の主旨は、上記の一節に在り、乃ち將軍上京して、列藩の大名を召集し、其の衆議によりて、國是を定め、朝廷、幕府一體の意見もて、天下を指導せよと云ふことだ、此の一點は、未だ島津久光の建白には上つてゐない。(參照 文久大勢一變上 篇八二、八三)

國是違背者の處置

萬一豫參御斷申上候歟、或は御國是御確定之旨違背仕候者有之候はゞ、勅諭台命を蔑如仕候儀に付、無據嚴譴被仰付候共、申分有之間敷と奉存候。

島津は京都にて、幕役共違勅之趣に有之候はゞ、速に辯責仕候様と云ひ、毛利は江戸にて上記の如く云ふ、此れにて如何に江戸と京都との雰圍氣の相違があつたか、判知る。

此段篤と御評議之上、御内決之旨、被仰聞可被下候、私儀速に上京仕、御趣意之大要申上にて可有御座候。

乃ち幕府の底意を聴取の上は、毛利慶親自から上京して、之を朝廷に上申すること。

建言決意の本筋

重大之事件、容易に申建候段、千萬奉恐入候得共、神州御安危之境、此一舉に有之御事歟と奉考、且最前深重之御内慮をも、被仰聞置候儀、旁々付不得、止申建候儀に御座候間、不惡被聞召分可被下候以上。

斯くて毛利慶親は、若し將軍が上洛の意見、幕府に容られざるに於ては、公武合

體周旋の任を辭する決心であつた。されば幕閣に於ても、此れを大問題として、松平慶永に相談を持掛けたのも、決して偶然の事ではなかつた。

【三】 長井雅樂中根雪江を説く

春嶽閣老
詰所出勤

松平春嶽(慶永)は、今や必須の人物として、幕閣にても其の登城を希望し、五月十三日以来は、

此日向後御用有之節は、御用部屋へ御通りに相成候様被仰出。是迄は西湖之間、御扣所に相成、大廊下下の御部屋は御休息所なり、(再参紀事)

長井の福
井藩邸訪
問

此の如く彼は御用部屋、所謂閣老詰所に出席することゝなつた。彼の重要な立場、以て知る可し。されば長州側では、自然彼と結ばんとする傾向を來し、その爲めに當時出府中の長井雅樂は、五月十五日(文久二年)春嶽の親臣中根雪江

を訪問した。

長井中根
會談内容

此日(五月十五日)長州長井雅樂參邸、雪江(中根親負)及應接候處、演説之大略旨は、

公武一和
の要

去夏來(文久元年)於長州差起候國論之趣意は、近年外國跋扈御國威跋巡之形勢に付、方今に於て、之を挽回するには、富國強兵の政を盛んにし、大に航海を開ひて、彼と對抗し、皇威を海外に振ひ候趣向之外、有之間敷とは決歸仕候得共、先年來於幕府外國御交際之次第、京師之思召と牟鐮し、朝幕の御問柄に、何となく御不和を生せしに乘じ、輿論喧囂、各黨派を樹、已に幕府の柱石を殺傷し、暴激馳逐を争ひ、勤王と稱し、討幕を唱へ、外患よりも内憂切迫に付、何分朝幕御一和無之ては、御武威之更張も天下の治平も、不可望勢に付、當此時は將軍家諸侯を率て、御上洛有之、是迄之御不都合之御廉々は、夫々御直に被仰譯、於御簾前列侯と共に、今後の御國體如何を、御議定被爲、在天下之嫌疑紛冗を、御撲滅、追々御内政御脩治、皇國の御武威を四表に被偃施候様被爲、在度と、大

膳大夫(毛利慶親)始、一統之志願に付。

以上は文久元年夏以來、長州に於て開國航海、國威更張の前提として、朝幕一和、公武合體の必要なるを唱道し、その爲めには、將軍先づ自ら大名を率ゐて、上洛す可きを急務とする旨を云ふ。

朝廷固陋
開後の要

大膳大夫儀も、國力を擧て周旋仕候心得得共、第一朝廷之御模様、如目今鎖國の御見識にては、幕府の御威信も難被爲、仲御次第に付、先づ朝廷の御固陋を開き置き、次で幕府へも國論之趣建白仕度との見込にて、乍不及雅樂儀上京の上、當路の繕紳へ説入候得共、數千年來とも可申鎖國見故、中々容易に御會得にも相成兼、殆當惑仕候。

長井彼自身の京都遊説の、其の效果甚だ覺束なかりしことを云ふ。

當路漸く
合點

乍併主人(毛利慶親)初存立候國論貫通不仕候半では、不相濟儀故、精神を振ひ、説動仕り、稍く當路の御方丈けは、粗御合點にも相成候哉之運びに相成候。然も長井等の努力にて、聊か當路の繕紳だけは、鎖國の陋見を、説破し得たる様

だ。

長州の存
念

大膳大夫儀は、出府已來、閑老衆へ毎々愚衷申陳じ、且再應建議も仕り(參照五、一)其他諸藩へも、國論之當否講究相談、偏に幕を佐け朝を奉じ、天下と心を一にして、皇威恢復を謀り、聊一己の國家を利する私心は無之、天日に矢ひ、微忠を盡し候存意之外無之處。

以上は長州國論の存する所を云ふ、其の幕を佐け朝を奉じの一點には、藩内にも異論を生じ、それが畢竟長井彼一身を禍ひすることゝなつたのは、やがて知らるゝ。

慶水協力
要語

於幕府は兎角世上之紛議、或は薩藩の持論と、聊徑庭有之等、旁猜疑の説を御信用に相成哉、大膳大夫赤心更に貫徹不仕、因循曠日、不堪慨嘆に付、何分長州君臣之情義、於老公(松平春嶽)御諒察、御協力被下候様、君臣共只管奉、依頼候趣を以、長防二州之内にて、智辯第一と被撰たる雅樂の事なれば、國論の初發より前に記する雅樂の書面及び君侯兩度建白之事情、漏るゝ事なく、落る事な

く、順序を逐ふて、三時間計り、流るゝ如く申述たり。

如何にも長井雅樂の博辯宏辭其の相手を感服せしめたる模様が察せらるゝ、御留守中之事故、御歸殿の上、委細可申上と申答へ、夫より京攝間の情狀時事の談論に及びたりしに、約る所は天下之衰頹も、老公(春嶽)にあらずしては、扶植の道無之故、國家(長助二州の事)を擧て奉、依頼旨、反復して、赤心を吐露せしなり。

長州の慶
魂結託の慶

尙ほ中根雪江は、長井雅樂の訪問に付て、左の如くその觀察を下してゐる。

元來長州は、國力頗る雄大なりと雖共、君侯(毛利慶親)良善に過ぎ、天下に横行して、薩州と軌を争ふの氣力に乏敷を知る故、吾老公(春嶽)を奇貨として、其國力を偃んとするは、彼藩有志輩の宿謀にして、御雪冤の日を待ち、過日御出勤有之哉否や、桂小五郎雪江の許へ來りて、今日雅樂が申陳たる趣意にて、已來侯より御懇志を被通度、且御家來共も追々往來及、入魂度趣等、一向依頼せし事なり、雅樂が今日の來邸も、小五郎より先容の上なりき。

此の如く長州が越前に結ばんとしたる底意は、薩との對抗上であつたとは、中根雪江の觀察だ、そは中るにせよ、中らざるにせよ、長薩の干係は、漸次複雑を加へ來りつゝ、あるは、自然の趨勢であつた。

〔二四〕 毛利定廣の入京

薩州の對
長州態度

薩摩では寺田屋事件の激徒には、長州人が加擔し、其の背後には單に個人として、長州有志ばかりでなく、京阪に於ける長藩の當事者も亦た參助しつゝ、あつたことを熟知してゐた。されば薩側では公然長側に對して抗議を申込む可き場合には至らなかつたが、然も朝廷に頼りて、それぞれの措置を取らんとしたるは、當然の事と云はねばならぬ。乃ち堀次郎が、岩倉少將(具視)に向つて、四月二十四日附にて、長州へ浪士鎮靜之御命令は、何卒一日にても早く下候様、御周旋

平に奉願候」と寺田屋事件の翌日、申し送つたのも理りあることであつた(參照文久大勢一變上篇 一一七、一一八)。

朝廷薩長協同要求

尙ほ朝廷側に於て、其の謀主の第一人者たる岩倉は、中山忠能、正親町三條實愛と共に、曾て島津久光が建白したる第六條、一二之大名え御内勅被下(參照文久大勢一變上篇 八三)云々の件に付き商議し、其の大名には、先づ長州を數へねばならぬとし、其旨を堀次郎に告げ、島津久光の意嚮を聽かしめたが、此件に就ても、堀は同じく二十四日附にて、左の一書を呈した。

口上覺

薩藩の協力意向

昨夜者深更參殿御妨奉申上候。其折被仰聞候長州云々之御一條、篤と和泉(島津久光)へ申聞候處、此節上洛奉言上候旨趣、乍恐被爲惱寂慮候御一端を奉安、大義明白、人心一和、天下挽回之基本、貫徹仕度と之義にて、威權を取、功名を立度存念毫も無御座、前條之儀成就仕候は、下匹夫之命令にも從ひ度存詰候次第に御座候間、長州若侯上京相成候は、何卒懇に被仰下、必御留置被下候

様奉願上候、有志諸藩者、同心同力御奉公仕度心底にて、長州之指揮を受候ても不苦儀に御座候間、宜敷御汲取被下度奉懇願候、以上。

戊四月二十四日

堀 六 郎

岩倉少將様

奉呈左右

此の如く薩側では、長州と同心同力にて、王事に執掌せんときつぱり言ひ切つてゐるけれども、薩側では固より長に對して、其の自藩の激徒と通謀したる内狀を熟知してゐるから、釋然たる可き筈はなかつたものと察せらるゝ。

長藩の焦躁

尙ほ長側では島津久光が、上國に出で來つて、勤王の大問屋の如く振舞ひ其の聲望も一世を壓せんばかりであつたから、彼是と其の勢力權衡に就ても、焦躁したらしくある。乃ち宍戸九郎兵衛、北條瀨兵衛等の長藩當務者は、岩倉具視に來り謁して、長藩世子長門守定廣(後に元徳)の江戸より伏見を通過するに際し

第四章 一四 毛利定廣の入京

定廣歸藩
江戸發

ては、島津久光同様、勅旨を賜はり、國事に執掌せしめんことを懇求した。元來慶親、定廣父子共に在府で、斯くては然る可からずとして、世子は歸藩の願を遂げ、四月十三日江戸櫻田邸を發して其途に就いた。

北條瀨兵衛が、江戸へ参りまして、御兩殿様の中、何方か御一人御歸りになるやうに申上たところが、殿様は御周旋最中であるから、御歸りになると云ふ譯にはいかぬ、若殿様が御歸國になるのが宜からうと云ふことで、若殿様が、愈々御出發と云ふことになる、段々京都の様子が聞えるものですから、是は直ぐ國へ御歸りになつてはいかぬ、京都へ御寄りになつたら宜からうと江戸で決議になつたから、京都へ御寄りになることゝなりました、(忠正公勤王事續)

長臣北條
の朝廷運

斯る次第であれば、北條等が長門守の爲めに、朝廷筋へ周旋、奔走したのも、決して徒爾ではない、尙ほ四月二十八日、岩倉が中山忠能に答へたる書翰の中に、昨日參朝、一昨日北條面會、宍戸又面會、各成卿(正親町三條實愛)え申入置候、其

動

御尊卿御心配之旨も拜承、愚意も申上候事に候、二三之云々、此事先長州第一と存候事に候。

と云ひ、又た、

今夕北條成卿(正親町三條實愛)へ罷出、萬々申出候て、滞在御受出候筈に候、長州召留は、偏に公武之御間周旋、大道を明かにし來り候邊、深々御賞美、和州(島津和泉久光)上京、御沙汰之旨、御受有之候様、心配頼思召候と申事、専務之心得、次に諸浪士取鎮と申心得に御座候、右は宍戸、北條等へ申入置候、深難有り居候、成卿(正親町三條實愛)へは、昨日申入置候。

とあれば、此れにて長門守滯京一件に付ての下相談は、同人の入京以前に、既に出來上つてゐたものと察せらるゝ。

定廣入京

尙ほ毛利定廣は、四月廿六日、東海道石部驛にて、寺田屋事變を聞き、翌日隨行の壯士を二隊とし、一は前行し、一は輿側を守り、半日交代にて、夜大津驛に著した。京邸の留守居乃美權右衛門、旅館に候して、定廣を京都に留るの内旨ありと傳

へた、仍て諸臣を會して、評議を凝らし、翌廿八日入京河原町邸に入つた。

【一五】 毛利定廣への御沙汰書及び奉答奉伺(一)

勅旨を賜はる 毛利定廣の四月廿八日入京するや、四月晦日、長州の老臣浦鞆負は、中山忠能邸に召され、左の勅旨を授けられた。

其元此度通行に付、暫於京都滞在之様頼思召候儀は、元來其家之儀者、元就卿被重朝廷候儀共は、今更御沙汰も事新候。右等御由緒も有之、兼々殊に思召も被爲在候處、先達父大膳大夫(慶親)戎夷跋扈、御國威遠巡之儀を、被相歎、勤王之志を主とし、幕府を助け、至治之基本を被立度趣意にて、柳營に申談之上、公然と公武の御間に、被爲周旋、全く叡慮之被爲向候處、幾重にも丹精可有之趣、以家臣長井雅樂委曲之事情、内々言上、國忠之段深く御滿悅被爲在候。然る處雅

樂儀俄に歸府に付ては、大膳大夫建白之旨趣、未致徹底、御殘念に思召候處、幸其元上京に付ては、父朝臣之深意に隨ひ、程克周旋可有之、御依頼思召候。此段内々可申達との御沙汰候事。

但當時浪士蜂起鎮靜之處、内々島津へ御沙汰被爲在候得共、其藩に屬候輩も不少旨に付、同様取締並方今非常之變、何時可生も難計形勢候、其節は薩州と力を合、可有鎮靜之計、是又御沙汰被爲在候事。

若干謹責の意

此の御沙汰書は、藩祖元就以來の勤王に付て、特筆大書せられ、毛利氏に取りては、如何にも有難き文書であるが、然も其中には、聊か胸に塞がる文句が無いこととは無い。例せば、大膳大夫建白之旨趣、未致徹底、御殘念に思召候の一句の如き、若しくは追書中に、其藩に屬候輩も不少旨に付の一句の如き、何やら毛利氏に向つて謹責の意味を含む様にも解せらる。

定廣の奉伺

されば翌五月朔日、毛利定廣は、書を中山忠能に上りて、勅旨に奉答し、更らに御沙汰書中の文意に付ても、奉伺する所があつた。

一 叡慮之被爲向處、丹精仕候儀、大膳大夫兼て之所志に御座候處、長井雅樂歸府に付、建白之旨趣未致徹底、御残念に被思召候段、何共奉恐入候次第に御座候、右不徹底之儀に付ては、何ぞ御入割之趣共無御座候哉、其段委細被仰聞候はゞ、早速大膳大夫へ可申聞と奉存候事。

所謂る「何ぞ御入割の趣共無御座候哉」と奉伺したるは、毛利氏としては、當然のことであらう。

定廣獨行に能はず

一 大膳大夫深意に隨ひ、程克周旋可仕旨、長門守(定廣)力の及び精勤仕度奉存候得共、部屋住之身分、建白一條においても、委細之次第承知不仕儀に付、唯今御請申上候様難仕、早速大膳大夫へ可申聞候間、暫之間御猶豫被仰付度奉願候事。

獨立の行動は、部屋住の身なれば、自から慎しむ可く、その爲め其の養父慶親に照會せんとのこと。

一 浪士輩之儀は可成丈取締可仕候得共、意外之儀は心底に不任候付、其段

不惡被聞召置可被下候。

力及ばざる場合は致方なし。

一 非常之變は乍、畿人數相帥ひ居候付、薩州と精々申合、可奉安宸襟奉存候事。

更に朝旨を賜ふ

以上の奉答且つ奉伺に付き、中山忠能は、更らに五月五日、浦靱負を召し、再び左の朝旨を賜ふことゝなつた。

一 國忠之段、御滿悅之事。

一 父朝臣深意に隨ひ候事。

右は長井雅樂演舌を以言上に、大膳大夫戎虜跋扈、御國威逸巡を被相救候て、外藩幕府之政事に不携制禁も有之候所、其儀に不拘諸有司を説得し、公然と官武之御間に周旋之事、君臣之名分を正し、先年來違勅之廉、田安中納言上京御理可被申上、周旋可致との事、年來御國政、關東に御委任に被爲泥、幕府諸有司之存意を御斟酌被爲在、節角之思召をも宛曲に被仰出候故、叡慮之御旨、徹

底不致のみならず、却て公武之御間柄、如何之儀出來致し候故、此後は何事も斷然と可被仰出候、左候は、諸有司も恐入、拜服可致、何事も斷然と被仰出候は、主人は素より、雅樂も叡慮之被爲、向候處に隨ひ、幾重にも周旋可致との事。

以上は御沙汰書の前段に付ての釋明である。此れには別段問題とす可き程のものは無し。

〔一六〕 毛利定廣への御沙汰書及び奉答奉伺(二)

中山釋明

毛利定廣の奉伺に付て、中山忠能からの釋明は、以下尙ほ左の如く續いてゐる。

一 建白之旨趣、未致徹底、御残念に思召之事。

右は長井雅樂半途にて引戻に相成候は、全於關東安藤對馬守再出以下、幕府

不正に付ては、大膳大夫(毛利慶親)周旋之路も相塞り候に付、右周旋も辭退之由、就ては關東へ建白之趣意不致徹底候て、忠誠も空敷相成、御國是も難相立段を、御残念に思召候事。

此れにて御残念に思召候との理由も分明となつた、乃ち別段毛利氏に於て、何等の落度のある可き筋合も言明せられなかつた、然るに意外にも以下には、左の但書が添へてある。

國體變動論

但長井雅樂差出候建白之儀は、先御國是右様之御事にても可有之哉、試に書取差出候迄之儀にて、朝議は勿論、上列藩より下芻蕘に至る迄、高等之説有之候は、其説に隨ひ、違議無之候旨言上候、但し右建白中朝廷御處置聊諒詞に似寄候儀も有之、御懸念に被爲在候得共、是等は主人御上京候は、委細に御辯解可被爲、在候、併開國航海之儀は、第一御國體變動不容易儀に付、輕易に叡斷難被遊、天下之衆議被聞召候上之御事に可有之と御沙汰候事。

毛利氏痛

此れは實に毛利氏に取りては、一大痛棒であつた、右建白中朝廷御處置聊諒詞

に似寄候儀も有之との一句は、極めて婉曲ではあるが、朝廷に對する毛利氏の立場を頗る困難ならしむる一と認めねばならぬ。まして、開國航海之儀は、第一御國體變動不容易儀に付、輕易に叡斷難被遊の一句に至りては、長井雅樂建白の大精神、大眼目を、殆んど打消されたるものと認む可く、此れでは建白も七分通りは、失敗と認む可き理由がある。されば此の但書にて、如何に昨年(文久元年)五月頃の朝議と、即今の朝議との氣分が相違するか、想ひやらるゝ。

浪士鎮靜の事

一 浪士鎮靜之事
右は浪士勤王の心を以て、蜂起候を、被惱叡慮候にては無之儀申迄も無之候へ共、叡念も被爲在、關東へ被仰付候儀有之候處、自然暴發等有之候は、叡慮之處も齟齬に付、只々朝廷之御處分を鎮靜に相待候様にとの事。

毛利氏の面目

此の一項だけは、別段毛利氏に取りて、當りも障りもない。勿論此の所謂暴發連中には、長藩の有志のみか、其の邸吏、老臣までも若干參加したる形跡無いでも無かつたが、然も此れは公然の事でなかつたから、申開らきの出来ないこと

當時の形勢

はなかつたけれども返す返すも厄介なのは、前に掲げたる但書の一件だ。此れでは折角に毛利氏が、勤王の先鞭を著けたるに、却て朝廷を誹謗したりとの御沙汰を蒙り、それに開國航海の大旗を推し立て、その爲めに公武合體を唱道したるが、その開國航海が、叡慮に及び難しとの御沙汰では、今更ら何の面目ありて、公武の間に周旋す可き、何の面目ありて、天下の大計に參畫す可き。

惟ふに文久元年の夏から、文久二年の夏にかけ、此の一年間は幕府の威權が漸次に不振に赴くと同時に、天下の攘夷熱は、追々と騰上し、其の中心には開國の可必行、攘夷の不必行を熟知しつゝも、何人も口を噤んで之を説く者もなく、否な其の人々さへも、一時の權宜、當座の方便として、攘夷を大聲疾呼するの狀態にて、分けてそれが京都を其の本場とし、京都に於ても、朝廷を其の本場としたる有様なれば、長井の佐幕的公武合體説や、開國航海説の取り上げらる可き筈が無かつた。

長井の位地危し

されば長井其人に對して、何等の恩讐なき者も、斯る場合、長井の建白を支持す

る者のある可き筈なく、まして長井は本來吉田松陰の社中よりは敵視せられ、而して曾て長井と併稱せられたる周布政之助なども、松陰社中と手を握りて、否長井の立場にあつた者が、今や再び長藩の要路に立つに於ては、長井の位地は實に岌々乎として、危哉と云ふ可きであつた。

第五章 長井雅樂の失脚

〔一七〕 長藩の立場と長井雅樂

長井攻撃
愈露骨

諺に犬の骨折、鷹の功名と云ふ、又た後の鳥が先になると云ふ。何れにしても公武周旋に、先鞭を著けたのは、毛利氏であつたが、今や島津氏の爲めに、其の光を奪はれんとする情態となつて來た。此れと云ふも畢竟長井雅樂の佐幕的開國航海の建白が、其禍を作したとは、否長井派一同の唱説する所であつた。必らずしも其爲めのみと云はれまいが、長井の建白が、朝廷へ對し、謗詞に涉つたと云ふ問題が出來し、毛利氏は更らに其光を島津氏から奪はれんとするばかりでなく、更らに朝廷に對し、不首尾を來たさんとする虞れあり、その爲めに長井攻撃は愈よ露骨となつて來た。

毛利氏將
軍上洛建

此時江戸の方では、周布政之助が、京都から下つて來て(文久二年四月十一日江

議

戸著)内用掛兼手元坐の御用御聞かせなさると云ふ辭令書を受け、餘程樞要の地位に立ち、殆ど長井と肩を駢べるやうな勢ひになつて居りました。……所が田安上京位にては、逆も納まりはつかぬ、將軍自ら上洛して、今までの非行を謝し奉つて、朝廷に於て會議を開き、確乎たる國是を定めなければ、斯く紊亂したる人心を拾收することは出来ぬと云ふので、將軍上洛の建議を奉る事となつて、若し幕府が此の建議を納れない時は、周旋を御断はりする御決心であつた。所が幕府も是には大層困難を感じたと云ふのは、將軍上洛の費用の出所がない、其れで愚圖くして、確答を與へない。

以上は江戸に於ける毛利氏の對幕府の態度を敍したるもの。

毛利慶親
上洛の計

然るに忠正公(毛利慶親)は、長井が歸つて來て(文久二年四月二十二日)正親町三條卿から上京せよと云ふ内勅を傳へたから、是非上京しなければならぬ。若し周旋を拒むと言へば、上京の暇を乞ふに故障が出来るかも知れぬ、それ故出來ても出來ぬでも周旋をすると云ふことで、京都へ上つた方が宜から

うと云ふので、幕府へ賜暇上京の事を願出ると、幕府の方でも、之を聞届け、且つ將軍上京の事も内定した旨を達して來た。

此れは五月二十九日老中板倉勝靜が、長藩麻布邸に來りて、右の次第を傳へたのだ。

謗詞問題

所が前年(文久元年)以來朝廷の方へ、長井雅樂が建言した書面の中に、謗詞似寄之儀有之、御懸念被思召と云ふ御沙汰があつた。(參照 一六)何にしても朝廷に對して、誹謗に涉るやうなことを書いて出したとあつては相濟まぬ、故に京都に御居になる若殿様(毛利定廣)の方へ申通し、謗詞云々に就て、朝廷の御意思は、どこにあるかと云ふことを聞き糺すが宜いと云ふことになり、段々朝廷向きの方を問合せて見ると、公卿方の言ふことが皆な違つてゐる。正親町三條卿の所へ往くと、ナニニあれは格別意味はないことであるから、氣に掛けぬでも宜いと言はれる。又中山卿の方へ往くと、上古朝廷隆盛の時代を、今の様に外國から責められて、開港したこと引付けたのは、朝廷を謗つた

のであると言はれ、又他の人が正親町三條卿の所へ聞きに往くと、どここと云ふことはない、全篇謗詞に亘つて居ると云ふやうな事で、薩張り譯が分らぬ。必竟朝廷に於ても、此の時四方八方から集まり來つた尊攘主義の有志者の爲に、動かされて、議論が變つて了つたので、其れに久阪や其他の同志が、御公卿さん達を頼りに説き立てたる結果である。(以上忠正公勤王事績)。

謗詞問題の起り

此の如く元を質せば、長藩内に於ける否長井派の運動が、朝廷の縉紳を動かして、却て謗詞云々の問題を惹起せしめ、若しくはその問題に油を澆いだることは、分明だ。

非長井派の長井退治策

彼等否長井派の面々は、先づ長井を退治せずんば、到底長藩が天下の志士に對し、高顔正視することは出來ないと觀念し、先づ長井退治を勤王第一歩の先決問題と心得たものゝ如く察せらるゝ、而して此れには種々の動機からして、所謂書生連中ばかりでなく、藩の重臣、要人等の中にも、書生等と、同一の態度を、持し、陰に彼等の後援者となつた者も少くなかつた。

長井立場の困難

此の如くして長井は幕府に取りては、公武合體運動に必須の人物視したるに拘らず、長藩に於ては、藩の立場を困難に陥れ、且つ陥れつゝある疫病神視するを免かれなかつた。されば藩の内外に於ける勢力に餘儀なくせられて、今更ら毛利慶親も、唯一の長井を便りとすることも出來ず、さりとて長井彼自身も、藩主を便りとすることも出來ない有様に立ち到つた。

【一八】 長藩有志者の長井雅樂彈劾書

松陰社中の對長井心

吉田松陰社中の、長井其人に對する敵愾心は、少くとも松陰が安政六年五月、萩から囚徒として、江戸へ護送せられたる當時からの事であつたらう。まして長井の佐幕的開國航海の意見には、純勤王の彼等が同情す可き筈もなく、特に他藩の有志者からは、長井其者を以て、姦物呼ばりをせられ、長井其者が長藩に取

長井刺殺策

りては、獅子身中の蟲であるかの如き情態であつたから、彼等が長井と俱に天を戴かざる覺期をしたのは、決して不思議ではない。

乃ち西郷隆盛が、文久二年三月下旬、大阪に於て、安戸九郎兵衛や、久坂玄瑞と會見の際にも、永井(長井)儀は長州の有志共え可刺申置候と云うた通りであり、又た、永井(長井)を打の策は、實に手荒ひ様に御座候得共、天下の好物にて御座候と申してゐる通りにて、薩の西郷が斯く明言する程であれば、久坂等が其手にて、長井をやりつける相談は、既に三月下旬頃から確定したることであつたと信ず可き理由がある。乃ち四月十九日(文久二年)附にて、久坂玄瑞、佐世八十郎、檜崎仲介、久保清太郎、中谷正亮、檜崎彌八郎等六人の名により、長藩當局へ差出したる、左の彈劾書を見れば、思ひ半に過ぎるものがあらう。

長井彈劾書本文

此度公武御合體御周旋御手切れに相成、純然たる勤王の御處置有之候第一著は、長井雅樂、誦詐不臣之罪を正すに有之候儀故、浦大夫(重負)上京の上、早速三條(正親町三條のこと)、中山、大原其外之御名卿に謁せられ、委曲建白に相成、

天聽に相達候て、國是一定の基を立つべし、其言の大略に曰、私主人昨年(文久元年)以來、公武御周旋仕候は、時勢慨歎之誠心より發し候儀にて、幕府をして、年來暴慢の過失を改めしめ、朝廷の御正論を遵奉致さしめ候覺悟に候處、此事周旋申付候家來長井雅樂一己の取計よりして、奉對朝廷、種々失禮之言を申立、幕府に諛佞致し、終に朝廷の御不平を蒙り、主人最前の旨意相貫き不申次第に立到り候段、誠以奉恐入候、雅樂之不心得故、右様相成候儀とは乍申、私主人に於ては、何とも申分候言葉無之、誠恐誠懼の至に不堪候。

長井の敵

此れにて見れば、所謂る誘詞一件も、恐らくは久坂等が、長井の建白文句を剔抉して、朝紳を動かしたるものではあるまいかと思はる筋が無いでもない。長井の敵は、朝紳ではなく、其の脚下に在つたことは、萬々疑を容れない。

乍去既往は不咎、來者は猶可追候間、私并在京之役人共申合、是迄の周旋は丸丸御斷致し、雅樂は嚴重に罰科に行ひ、主人(毛利慶親)早速上京仕、純然たる忠節を盡し、叡慮相貫き、皇威御回復に相成候様有之度段、江戸表へ申遣候、此段

諸殿下へ奉申上置候間、能々御亮察被遊御序之節、可然天聽に達し候様奉懇願と被申分、雅樂是迄之罪過一々書取に相成、委細江戸表へ被仰越、即時御處置有之べし。

以下は長井雅樂處分の罪條だ。

長井罪條

其罪條に曰、朝廷を蔑如し、公卿を籠絡せんとせしめ、君上を奉欺、老臣を侮慢せし事、午歲(安政五年戊午)御直書を以、勤王の御盛意御示被爲遊、士氣奮興、近時稀なる事に候處、雅樂歸國仕、士氣を沮み候事、吉田寅次郎赤心誠忠の者に候へば、雅樂樞密に居、いか様にも取計ひ振も可有之候處、關東に引渡候事、去年(文久元年)五月江戸へ下り候節、若殿様(長門守定廣)の御盛意を、一言に奉挫候事、同九月花岡驛にて、上様(慶親)御不快之節、御家來一統之御氣遣を不顧、御東駕を促し候事、牽強附會の書面を以、君上之御方寸と唱へし事、安藤、久世を己の助となし候事、君上並御末家様老臣を搦き、自儘に柳之間へ出候事、百五十石を先知に返し、引米を返し候事、島田左近、三浦七兵衛、杯と、度々密談致し、

賄賂内簡等取替せし事、稽古人數を籠絡し、自身の警衛となせし事、薩藩此度大舉有之候ても、在京の武士を以て防ぎ留候様、公卿へ申出、薩藩の怒を請候事。

以上は長井雅樂の罪條を數へ上げたるものだ。

切腹命令案

右之罪條一ヶ條有之候迪も、中々御寛待難有之儀に候處、右數十條相重り候上は、一身を寸斷致す共、足り候事にては無之候得共、格別之御惠みを以、家名斷絶は不被仰付、身柄切腹被仰付候條、左様相心得候段、御沙汰相成、公然御處置可有之候。此手下し無之ては、上様如何程之御忠節御立被遊度思召候ても、朝廷に於て、決して御信任有之間敷、天下有志之者、必ず承知不仕儀と奉存候。是を第一著の策とす。

四月十九日(文久二年)

乃ち藩主勤王の先決問題は、長井雅樂を切腹せしめよと云ふことである。長藩有志の意氣込、以て知る可しだ。

「一九」 彈劾書に對する長井雅樂の態度(一)

同情すべ
場長井立

長井雅樂の立場から考れば、如何にも同情す可き點が少くない。開國航海の意見も、公武合體の意見も、彼が發論者にせよ、それは藩主を始めとして、藩議にかけての藩論である。而して彼が京都や江戸に於ける周旋も、彼の獨自一己の立ち廻りでなく、藩主の命を受け、藩を代表しての公武の運動である。彼としては何等影暗い事はない、彼が先知百五十石を回收したるも、中老の資格を得たるも、彼自身の手盛りでなく、皆な藩主の賜である。彼としては只だ彼の本分を盡したる迄だ。今更ら自から咎む可き事實もなければ、自から咎めねばならぬ理由もなし。

長井の心
情

然るに彼は藩の有志者ばかりでなく、其の同僚からまでも排斥せられんとし、若くは排斥せられてゐる、左に掲ぐるは、長井雅樂が、或者に與へて、其の心情を吐露したる書翰の一部である。

所謂姦物

姦物杯申候名目を可蒙覺更に無之、此一事は假令いか様の事有之候共、口外致すまじくと相考居候へ共、左様の風説流布致候ては、小生後代迄、武門之汚れに相成、且は各様方迄、御面目無之との儀、御尤千萬存候へば、背に腹は難替、姦物に候はゞ、造成正跡御嘶可致。

如何にも姦物の二字が、彼の癢に觸りたるものらしい。然も長井と姦物とは、異名同人の姿にて、西郷杯も大奸物と申したる程なれば、彼は同藩の有志は勿論、諸藩の有志にも、斯く稱せられたることが判知る。従つて同藩の有志が、此の姦物退治を敦圉きたるも決して偶然の事ではなかつた。

書生差出
の彈劾書

已に當五月(文久二年)從京都江戸罷歸居候中、從京都書生輩五六人名前を据へ、靱負殿(浦)御取次の由にて、印封にて訴訟仕候間、右印封の儘御前(慶親の前)へ出し、彈正殿(益田)尙同役林主税御前に詰居、披封相成候處、小生罪狀六ヶ條相認、如此之姦物に御座候間、割腹被仰付候様にとの事に御座候由、此れは前に掲げたる(參照一八)久坂等の彈劾書のことであらう。

慶親激怒

然處右罪狀と申立候儀、何れも上より被仰出、彈正殿御取次を以、小生へ被仰付候事にて、小生自己の働きとては、一つも無之、其上事實大きに相違之事而已に御座候へば、乍恐上にも大きに御逆怒被遊、於内輪箇様の儀有之候様にては、建白一條の手障りにも相成、不束之儀に候間、早々京都へ申遣はし、彼者共へ嚴罰申付候様にと被仰出、尙ヶ様之事有之候儀、雅樂承り候はゞ、心痛可致而巳ならず、以後彼者候、餓得、働き申間敷候間、只今此席へ呼出、此次第委細に申聞せ、雅樂致安心候様に可致との御事にて。

以上は久坂等の彈劾狀に對して、毛利慶親が激怒したる狀を云ふ、左もありな
ん、慶親は少くとも當時迄は、全く長井を信じきつてゐたのだ。又た長井も其の
君主には信せらる可き理由があるのだ。

慶親の召命

主税を以て小生被爲召候間、主税に、何事にて候哉之段、相尋候處、箇様々々之
次第、誠に言語同斷之儀、右に付難有思召も被爲、在候御様子に相伺候間、御前
へ御出候様にと申聞せ。

此の如く林主税は、毛利慶親の命もて、長井を召喚したから、長井は何の爲めの
召喚であるかを質問したところ、林は慶親の長井に對する所謂「難有思召」を
傳へたのだ。斯く聞きたる上は、長井たるものは、固より神妙に、素直に君前に出
頭す可きであるが、彼れ長井は一と癖も二た癖もある漢にて、自ら合點せざる
限りは、容易に君命たりとも奉せざる、倔強男兒だ。彼には彼一個の了見がある。
決してそれを枉げて、詭隨する輕薄兒ではなかつた。

〔110〕 彈劾書に對する長井雅樂の態度 (二)

長井召命に應ず

長井は林主税が、彼を君前に促がすに向つて、斯く答へた。

然處小生答申候、思召の處に於ては、誠に難有御事に奉存候へ共、臣下之身分
として、事柄は兎も角も、傍輩より割腹にても被仰付候様にと申上候處へ、被

爲召候とて、罷出候は、不奉憚、上次第にて、讒訴と申事、明白相分り居候事に候はゞ、彈正殿(益田)御取計振可有之、小生今日は下宿致、慎み居申候間、此段宜しく御取計被下候様にと、主税へ頼置、下宿致掛候處。

此の如く彼は自己の宿に下りて、謹慎以て後命を俟たんとした。

長井申分

主税申聞せ候は、御尤之御事には御座候得共、折角右様被思召、彈正殿を御引付御待被遊候へば、御憚りの處は、委細に可申上候間、是非出候様にと、申聞せ候間、雅樂又々答候は、御心入之御申聞せには御座候へ共、只今御嘶致候通り、第一憚り奉り、第二には御互に御膝元近く被召遣候事に候へば、跡々にて、ケ様々々の事有之候處、即時御前へ罷出、色々と申消し候様、人口に掛り候ては、第一御上之御不爲、次には御互にも如何敷候へば、今日は是非下宿仕候と申立還候處。

長井は以上の如く立派なる理由もて、君命に應ずるを理りて、宿元へ引き下らんとした。

林等の無理強ひ

手を捕無理に引留、是非御出候様と申候故、是非出不申と申切り、振拂ひ申候へ共、放し不申、於御次同役付き手捕へ争候付、上之間に居合候番頭御小姓杯も何事やらむと驚き候様に相見候へば、人も見受、實に外聞惡敷、御役威も不相立候間、左様の義に候はゞ、罷出候心底は無之候へ共、無據罷出可申候間、手は御放し候様にと申宥め、夫より主税一同、御前へ罷出候處。

二人は遂ひに腕力沙汰にまで及び、長井は漸く君前に罷り出づることゝなつた。

長井を慰

主税於御次申聞候處、人々御直に被仰聞、尙彈正殿(益田)被申聞には、只今御直に被仰聞候通、いづれも彈正より御手前(長井)へ授、取計仕らせ候事にて、殊に事實相違の事而已に候へば、只今身柄へ被仰付候御次第も有之候付、此先き彈正取計振も候間、少しも掛念仕間敷、安心之爲、此訴狀御見せ被成候間、拜見致候様にと、被申聞候付。

如何にも毛利慶親としては、尤の次第である。益田彈正としても、亦た同様であ

る。彼れ長井の運動は、全く前述の次第にて、決して長井其人の個人的の運動では無かつた。若し罪せねばならぬとせば、江戸家老益田彈正は固より延いて藩主にも及ばねばならぬ。

長井返答

雅樂、彈正殿へ申候は、重々御寛宥之思召、徹心魂難有奉存候へ共、此訴狀之趣に付、私是迄之所、勤振御不審に被爲在候に付、拜見仕候へと被仰聞候事に候はゞ、幾度も拜見仕、申開き相成候廉に候はば、申開き可仕、若又一言之申譯無之次第に御座候はゞ、可奉誤入。然處只今被仰聞候處にては、御不審は一圓無之、只私安心仕候爲に、拜見被仰付候との御事に御座候へば、最早夫にて誠に難有御事に奉存候段相答候處。

此れは如何にも尤なる申分だ。

訴狀拜見謝絶

彈正殿主税一同、折角難有思召にて拜見被仰付候御事に候へば、何卒拜見仕候様にと申聞候に付、折角之思召を無に仕候ては、不相濟儀に御座候へども、私儀は被知召候通、性質小量に御座候へば、御役中は猶更、少も私之愛憎有之

候ては、不相濟と申事兼ての心戒に御座候、然處此訴狀拜見仕候へば、いづれ申出候者の名目も慥に見届可申、一通り之事とも違ひ、姦物に付、割腹被仰付候様との儀、目前見届候へば、終身嬉敷とは思ひ、不申、私怨徹心魂可申、夫にて何を御役に立候儀有之候へば、宜しく候へども、是は素より私之事にて、御役に立候儀更に無之、只兼ての心戒を破候迄の事にて、詮も無之事に御座候へば、此段は御免を蒙り奉り度。

巨漢長井

此の一段には長井雅樂其人の眞面目が活描せられてゐる。即ち長井の自畫像と云ふも差支へあるまい。如何にも彼は長藩に於ける一個の巨漢たることが判知る。

尤只今申上候様、御不審之廉も御座候はゞ、幾度も拜見可仕段相答候處、左様之案じも候はゞ、拜見に不及との儀に付、訴狀の中は見届不申候へ共、箇様の儀も有之、此一條にても小生姦物にて無之か、御諒了可被下候。

此れにて長井其人が姦である乎、忠である乎、自から分明する。

久坂等戒
筋の議

其後乍恐御上よりは、度々京都書生輩(久坂等)御糺之事、彈正殿へ御催促被仰付、尙主税よりも、彈正殿其外へ迫り込み候由に候へども、只今京都にて、急速に嚴罰被仰付候ては、外聞も惡敷候間、周布政之助請合にて、緩かに御國差下し、其上にて御法相立候様可仕とか申成し、右訴狀は出不申道理にして、桂小五郎上京被仰付、靱負殿(浦)へ繰戻しに相成候由、云々(防長回天史)

然も周布其人も、其實は書生等の一味にて、やがて長井其人が却て罪名を負うて、歸國せねばならぬ事となつて來た、實に人事は意外千萬の變化が多いものだ。

〔三〕 長井雅樂歸國を命ぜらる

戒筋實行
せられず

長井の前書に陳述したる通り(參照二〇)、彼を彈劾したる久坂等に就ては、そ

れ、戒筋を加へ、歸國せしむること、なつたが、その戒筋を擔當したる周布政之助其人が、久坂等と内々は一味であるから、固よりそれが實行せらる可き筈はなかつた。

斯様な亂暴な壯士等(久坂等)は、處分をするが宜いといふので、周布政之助へ其命を下された。所が周布と久坂等と、浦(靱負)などは、既に氣脈が通じてあるものですから、周布は今京都の方は、非常な形勢で、外向きに對しても、其様なことを成されては、工合が悪いから、是は政之助が御預りして置きませうと言ふて、御沙汰を握り潰して了つた。(忠正公勤王事續)

此の如く、形勢は次第に長井雅樂に不利に赴いて來た。

長井は既記の如く、五月十五日には、松平春嶽の親臣、越前藩の中根靱負を訪問し、長越の親交を温む可く、大いに遊説に努めたが(參照一三)、その翌五月十六日附にては、彼は既に自から待罪書を提出すること、なつた。

拙者儀去酉(文久元年)五月、御内用之趣有之、京都被差登、正親町三條殿へ被差

長井待罪
書提出

越候節、御内用之趣書取を以申上候様にとの御事に御座候處、上御書取と申事に御座候ては、何廉氣掛りも御座候付、上御書取御用に御座候へば、國元申遣書取差越候上ならでは難差上遠國の儀、とても急速の御間に合兼可申候に付、私見込之所書取に仕、差上候て相濟候儀に御座候は、早速差出可申段申上候處、拙者書取にて不苦候間、早々差出候様にとの御事に御座候間、即書取相認差出申候、然處此度中山殿御書面の中に、朝廷御處置聊謗詞に似寄候儀も有之、御掛念も被爲在候と申御文言有之、誠以奉恐入候、被仰聞候節、御國元へも不相伺、自己之了簡を以取計、剩觸禁忌候之言迄相認候段、重々之不屈、今更一言之申開き無御座奉、誤入、身柄差控居申候間、乍恐被爲對朝廷、上御面目相立候様、御嚴譴被仰付被下度奉願候、此段彈正殿(益巴)へ被仰上、宜御沙汰可被下候。

長井自ら
引罪

右は十六日の日附であるが、長州藩の記録には二十日の部分に登録せられてある。何れにしても長井は今更女々敷申開らき杯を倣さんより、寧ろ謗詞云々

の責任を、その一身に打ち被り、藩主及び藩をして、此の好ましからぬ立場より脱却せしめんと覺期したものであらう。其の心掛は、平生の剛愎に似ず、殊勝と云はねばならぬ。

久坂等の
姦計

元來果して眞に謗詞であらば、滿一ヶ年の後になりて、彼是問題が発生す可き筈もなく、其の奉呈の當時出來す可きものだ。然るに斯く時候後れて問題が発生したるを見れば、此れは故らに長井其者を傷く可く、毛を吹いて疵を求めたるものに相違あるまい。實を云へば、同藩の久坂等が、斯る意見を朝紳の連中へ吹き込みたるものであらう。然も長井は今更らそれを争ふも、累を藩主に及ぼさんことを慮れ、自から斯く觀念したものであらう。其志も亦た憐れむ可きである。

長井失脚
歸國

將た平生長井に對し快からざる者共は、之を好機として、長井退治の目的を達せんと欲し、所謂謗詞は、在江府の益田彈正より、在京都の浦靱負に手紙を遣はし、人をして取り敢へず中山卿に謝せしめ、其の委曲の如きは、之を毛利慶親

入京の後に譲ることゝした、而して六月五日に至りては、是迄附與せられたる中老格の特典を褫ぎ、歸國を命じ、家に在りて、謹慎命を待たしむることとなり、長井は六月十八日、彌よ一個の失意の人として、歸國の途に就いた。

〔三三〕 謗詞事件に關する益田、浦の往復文書

謗詞問題の處理

尙ほ謗詞事件に付き、在江府益田、彈正は、五月二十三日附にて、左の如く在京の浦、靱負に申送つた。

長井處分の辨

長井雅樂事、去夏於其御地、差出候書面之内、朝廷御處置聊謗詞に似寄候儀も有之、御掛念も被爲在候へ共、是等は殿様(毛利慶親)御上京相成候て、委細御辯解可被爲在候趣、此度中山家より御書取之内に相見候段、内々申出候。右之通聊にても、謗詞似寄候儀有之、御掛念に相成候由承之候ては、御謫罰を奉待居

候は、尤之筋に有之、委細御詮議之上は、相當之御答をも可被仰付、且自分之心得を以、差出候書面とは乍申、御使之者、不行届に付ては、乍恐殿様にも被爲對朝廷、御挨拶之儀、被仰上可然候に付、一先雅樂儀は、申出之通、相慎居候様被仰付候。

以上は長井雅樂が、江戸に於て自から待罪書を差出したるに付、其通りに取り計らる次第を云ふ。

慶親上洛釋明準備

右に付殿様よりも一應之御挨拶可被仰上との御事に付、於其元中山家(大納言忠能)へ御自分様(浦靱負)又は毛利登人にてても被差出、程能申上候様、御取計候様にと存候。

先づ差寄り、毛利慶親の上京以前、中山忠能卿へ、釋明の爲め、浦靱負若しくは毛利登人、訪問す可しとのこと。

朝廷仰出の内意味を問ふ

左候て中山家、正親町三條家へ、右朝廷より被仰出候御内意味、いか様之事柄候哉、御内々御聞繕、早々爰許被仰越候は、猶又雅樂へ被仰付候次第も可有

之存候。

要するに朝廷の謗詞に對せらるゝ、緩急如何によりて、長井處罰の寛猛如何を定む可しとのこと。

尤右御辯解之儀は、追付殿様御上京之上、可被仰上、只今御解説など被仰上候様にては、甚如何敷候間、右御心得を以、御聞繕相成候様にと存候。

浦返事

此の如く益田よりは、江戸に於て長井待罪書提出、當人歸國謹慎の一件評定の後、直ちに京都へ申遣はした。而して此れに對する浦靱負の返事は、六月六日附にて、既に長井雅樂が歸國の命を承けたる後に發送せられたるもの。

謗詞に就
見中山の

御書面之趣、委曲致承知若殿様(長門守定廣)及御聞、昨五日(文久二年六月)毛利登人事、中山殿へ罷出、殿様一應之御挨拶被仰上候段、程克申上置候、猶又右御内意味ども、御尋仕候處、最前拙者承り候通、本朝隆盛之時事を、當今變夷非禮を極め候節に引當候儀より、謗詞に涉るとの儀も出來候様被仰聞候由。

此れは中山忠能が、所謂る謗詞に就て語るところ。

親しく正
親町見解

正親町三條家へは、北條瀨兵衛事被差出、右之及聞繕候處、書中何ぞとも難定、全篇謗詞に相當り候と申御意味之由被仰聞候て、雅樂慎居候段をも申上候へ共、兩卿共爲何御答も不被爲在。

此れにて中山忠能や、正親町三條實愛などが、單に長井雅樂の謹慎のみにて満足せざる模様判知る。元來長井に其の書付を要めたのは、正親町三條實愛ではなかつた乎、而してその之を受領したる際は、不敬とか、謗詞とかは、嗚氣にも出さず、而して今更ら斯る態度とは、如何にも受取られない事であるが、然も此れによりて其の周邊の雰圍氣が、如何に變化したるかを察す可きであらう。

内意味聞
利繕ひの不

右に付朝議之御内意味は都合被相察候儀に付、此餘聞繕等被仰付候ては、還て御不敬之筋々共は、餘程輕目之被仰出振に被相察候段、

此れは朝議は中々容易でない、今更ら其の御内意味など聞繕ふは、却て不敬であるとの事。

長井處分の要

旁登人、瀬兵衛より申出候付ては、早速書面御取下げ之及取計候ても可然候處是迄も延引相成、猶追付御上洛も被遊候付、其節御取下げ被仰付候て可然哉と、先差控置候間、其内前段之趣を以、雅樂へ被仰付方之御詮儀振之御目途は相立可申哉と存候。

此れにて見れば、長井雅樂を嚴罰に處せざれば、以て朝廷側の不首尾を釋くと能はずとの意味だ。乃ち浦靱負其人の如きも、長井雅樂反對者の立場から斯く觀察したものと推定せらるゝ、長井雅樂の身上も倍危殆に迫つて來た。

第六章 勅使東下の決定

【三三】 勅使東下の議

朝廷の久世召命

竊て京都の形勢を見れば、一方には青蓮院宮、鷹司父子、近衛忠熙等の赦免、他方には九條關白の辭表等、何れも政機一轉の徵候たらざるは無し、而して朝廷にては四月十六日、中山忠能、正親町三條實愛が、島津久光の意見書を上奏するや、〔參照 文久大勢一變上篇 八二、八三〕即夜九條關白をして、所司代酒井忠義を経て、關老久世廣周を徵すの旨を、幕府へ傳へしめ玉うた。然るに幕府にては、久世が、堀田や間部の先例に懲りて、容易に趾を擧げない。仍て島津久光は、徒らに時日を遷延せんよりは、久世招致の徵書を收還し、特に勅使を幕府に遣はさんことを建議した。

島津の建議

島津建議の採用

此れは朝議に於ても、猝かに採用しなかつたが、島津の方では之を切望して已

まなかつた。而して五月六日に至り、朝議は假令久世が上京して、勅諭を賜ふも、恐らくは歸府して、一同評議の上、奉答す可しと申すであらう。左すれば遂ひには勅使を下向せしめ、それを督促することとならう。されば寧ろ此際久世の上京を指し止め、勅使を遣はし玉はんには若かずと、此の如くして島津久光の勅使下向説は、愈よ採用せらるゝこととなり、而して問題は其の人選に移つた。中山、正親町三條は豫て岩倉具視の手腕を認識したれば、彼を推薦し、内旨は同人に降つたが、岩倉は自から辭退して、大原重徳を推薦した。

勅使の人選未だ定らざるも、其の費用は、幕府に徴せねばならぬから、武家傳奏廣橋光成、坊城俊克は、勅使發向の旨を、先づ酒井所司代に傳へた。酒井は大に愕き、奉答の猶豫を請うたが、七日彼は久世が徵命に應じて上京すべき旨を通じ來つた。島津は之を聞き、勅使下向の時日を遷延せんことを虞れ、其の速決を促がし來つた。其の模様は、五月七日附、岩倉具視が、中山忠能に與へたる書翰が能く之を語りてゐる。

島津の速決要望

拜承若(酒井若狹守忠義)の家來精々早々來り候様と、家來差遣候處承知にて、沙汰無之、更に家來催促申遣候事に候、分り次第速に可申上候。

右認候所え堀(次郎)來訪申候には、和州(久世大和守)返事來り候に付、若哉御延引(勅使下向)歟と、色々評定にて、中公(中山忠能)へは小松(帶刀)、正三公(正親町三條實愛)へは中山(忠左衛門)小子(岩倉)へは堀、別段に願出候次第、右は和州上京にて、必ず決を大樹(將軍)に取候事故、是非中旬に勅使發遣と申願居候、此上は早々千種(有文)と兩人にて、若(酒井)の家來招寄、御相談之通可取計と存候事に候、右に付又々隙取候間、今日は御退出にて、明日之御事に被遊候は、如何と存候、早々如此候也。

五月七日(文久二年)

具

視

中山殿

島津の催促

朝廷にては、勅使の人選未だ確定せず、島津側では頗る之を催告した。その事情は、八日附忠能が久我建通に與へたる書翰が能く之を語りてゐる。

第六章 二三 勅使東下の議

追而何分事危急之場に相迫、實に心配仕候。亂書御免希上候也。
過日者御投書畏令拜承候。先日は寛々拜顔色々申伺畏入存候。彌御安全令渡給奉。恐賀候。抑御示命之條々、且具(視)朝臣へ御傳言等、何も敬承仕候。今日何れ共御使人體不被仰出候て者、暴發に決候由、薩士中山忠左衛門、今朝正三(正親町三條)へ訴出候旨に候。寔不穩之至候得共、偏固之國風如何とも可仕様無之候。

此れにて中山が正親町三條卿を訪問して、勅使人選の速決を迫り、威嚇したことが判知る。

中山の岩倉推薦

扱此書狀此處迄書付候處、子和朝臣(千種有文)參上、昨日若(酒井)へ内談仕候勅使之義、不及是非候間、早々御治定可然旨返答に候間、今日人體可被仰出候。小子(中山)は具(視)朝臣可宜存候。本人固辭之旨に候得共、何卒御説得給候事不相成候哉。堅固は鶴卿(大原重徳)も妙に候得共、何分今日之模様不案内之人故、他事にて押付られ候様の事有之候て者、實に〳〵大事之御用、何とも案じ申候。

併妍朝臣(岩倉具視)一人にては固辭と申義に候はゞ、鶴卿と兩人成共可被仰附候哉。何卒早々御勘決之上、如御約早々御申上希入候。用途之義も、御約之通、御申上希上候。右等早々言上仕候也。

五月八日(文久二年)

忠

能

桃 源公

右要領

桃源公とは、久我建通のこと。彼は至尊の寵臣にて、彼によりて如上の件を、上申す可く催促した。乃ち薩藩の方でも暴發せんとの意氣込であるから、速に其人選を決定す可く、それには岩倉が適任であり、若し岩倉が尙ほ辭退せば、同人大原との兩人に御下命を願ふとの事である。

【三四】 大原、島津東下の決定

岩倉辭退

岩倉具視は何故に勅使の内旨を辭退した乎。彼は其の成功を覺束なしと爲め、將た勅使東下其事に多くの期待を持たなかつた乎。將た餘りに面に立ち働いて、他の指目を惹くを虞れたる乎。何れにもせよ、彼は自から退して、大原重徳を推薦した。大原は勤王一本調子の漢として、有志者の間に勉えたる人物だ。

大原勅使決定

當時建仁寺の天章和尚は、亦た勤王憂國の徒であつたが、此事を聞き、彼は久我建通に説き、岩倉は策謀の士である。闕下に留めて、其用を做さしめよ。大原は忠勇の士、勅使として東下せしめよ。若し萬一大原にして使命を達せずんば、次ぐに岩倉を以てしても晚からずと説いた。建通も之を是として、中山忠能と協議し、相俱に之を奏上し、五月八日主上には大原重徳を召させられ、關東に勅使として下向す可き旨を命じ玉ひ、其の翌九日には、左衛門督に推任し、内帑金拾五枚を賜うて行装を理めしめ玉うた。

久世上京見合せ命

尙ほ九日(文久二年五月)附にて、勅使下向に就ては、久世閑老上京の儀は、見合せ

酒井上言

しむ可き旨を達せられたが、酒井所司代は、即日左の旨を言上した。

久世大和守上京之儀、過日被仰出候得共、勅使被指向候に付ては、同御事柄之御用、且關東にも御繁務之折柄故、大和守上京之儀被止候方に可被遊哉、御談可被仰下様、内々御沙汰被爲在候旨、被仰下候趣、奉敬承候。

此れは武傳廣橋坊城から、所司代へ申通じたる次第の筋。

右は誠以御尤至極に奉存候得共、大和守儀は、矢張上京仕、御用之次第柄、尙篤と相伺、直様歸府仕候方、萬端御都合に相成可申、於關東當地御模様柄も委敷相分、御双方之御都合御宜と存候間、大和守上京之儀は、不被止方、御宜敷可有、御座哉に奉存候。右御報迄如此御座候。以上。

五月九日

尙以勅使御差立之儀は、大和守上京頃合に無御構、當月(五月)中旬御都合次第、御差立之方、可御宜哉に奉存候事。

鳥津久光東下決定

斯く酒井所司代よりの申出に付、朝議はその儘採用することとなつた。勅使の

久光呼名改
人撰は大原重徳に定つた。而して勅使を護衛して東下するは、島津久光にして、當時在府中の毛利慶親と與に、其の輔翼の任に當らしむることとなつた。此れは五月十二日の事である。而して其の前日島津は三郎と改名した。此れは島津家嫡統の通稱にて、近衛家の垂示による。

口述

唯今忠左衛門(中山)招寄候儀は、其元呼名和泉之處、於關東老中水野和泉守も在之。差當如何に被存候間、呼名御改にては如何。殊に三郎と被改候へば、尙更之事と存候。仍右之邊申入度、忠左衛門入來、御頼申入候事に候。

五月十一日

忠

房

泉

州殿へ

勅使東下延期命

此の改名も畢竟久光東下の爲めに生じたる必要の件であつたと察せらる。然るに一旦斯く勅使に伴ひ東下を命せられつゝも、廷議は更らに勅使の東下を、久世聞老上京後に延期し、久光を京都に留め、治安に任せしむ可しとて、故ら

薩藩の促進運動

に一變した。此に於て薩の君臣は、京都に於てそれ〴〵緒紳の間を遊説して、大運動を開始した。其の顛末は追つて語るであらう。今ま大久保利通の日記を見るに、

五月八日(文久二年)

勅使東下確定

一 正親町三條家より參殿仕候様申來、晚景より參殿、今晚四時(午後十時)過、御退殿、御目見被仰付云々承候。實に皇國之大慶也。九時(午後)過退出、又々暫時出殿にて歸る。

此れにて勅使一件確定の事が察せらる。而して翌九日の項に曰く、

一 今日(九日)左之通御發相成候。

當月中旬大原三位様、關東へ爲勅使御出立に付、同日和泉様(島津久光)にも當所(京都)御發駕可被遊御出府旨、被遊御承知候段、御沙汰被爲在候條、可承向へ可申渡候。

但御日限は追て御沙汰可被爲在候。

右夜前近衛家より御達相成候。可祝可祝。

此の如く島津久光の勅使隨行東下の件も、確定したれば、薩藩君臣の満足は察せらるゝ。尙ほ五月十二日附にて、飛鳥井雅典をして、勅を承け、近衛忠房をして、左の御沙汰書を、島津三郎(久光)に傳へしめた。

久光への
沙汰書

今度關東へ勅使被指向候儀者、方今之時勢、深被惱、叡慮、偏公武御一和、國內一致、攘夷之成功可有之、以深重之思召、別紙之通、被決三事、速其一群議之所歸、可有奉行、由被仰出候、天下之重事に候間、叡旨徹底候様、周旋之儀、内々松平大膳大夫へ被仰含候、於島津和泉も出府、大膳大夫申合、先件御趣意相心得、爲公武宜有配慮、頼思召候事。

此の別紙の三事とは、別に勅使大原重徳に賜はりたるもの、更らに別に記する機會がある。

僧天章の進言

八日忠能は禁中より書を久我建通に遣り、具視を勸説して勅使の命を奉ぜしめんと請ふ。……建仁寺の僧天章之を開き、竊に建通に説て曰く、岩倉朝臣は聽達大略あり、今日は閣下を離るべからず、大原卿は勁忠、無直奪ふ可からざるの節あり、此卿を以て勅使の任に當らしめば、必ず能く朝旨を貫徹せしめん。萬一幕吏聖旨を奉ぜざること有らば、繼ぐに岩倉朝臣を以てせば可ならんと。建通之を然りとす。乃ち天章の言を忠能に告げて、以て聖擧を仰がんことを奏請せしめ、建通も亦之を建言す。天章は憂國の徒なり。此日、上、重徳を召して勅使として關東に下向すべしと命じ給ひ、其翌日を以て左衛門督に推任し、内帑の判金拾五枚を賜ふて行装を治めしめ給ふ。九日、光成俊克旨を奉じ勅使發遣を命ぜらるゝを以て、姑く廣周の登京を停むべしと忠義に諭す。忠義は廣周登京し勅諭の件々を拜承して歸府せば、諸事便宜あらんと思考するを以て、其登京を停め給はず、勅使は廣周の登京に關せず、發轍せられて可ならんと奉答す。朝議姑く之に従ふ。(岩倉公實記)

【三五】大原、島津東下の延期(一)

再出府延期反對運動

然るに朝議は、一旦大原、島津の東下を決しながら、更らに久世閣老の上京を待つて、而して後之を行ふことゝなつたから、島津君臣一同の驚きは、大方でなかつた。仍て再び前議に復す可く猛運動を開始したる模様は、左に掲ぐる大久保利通の日記が、之を證明してゐる。

五月十日

一 四時(午前十時)出勤、昨夜岩倉家より今度御出府御差留御内評之趣有之、今晚銘々手分いたし、拙子中山家へ參殿、云々一盃言上、先克御都合也。

五月十一日
今朝中山家へ參殿、云々御請合宜敷、夫より出勤云々言上、今夕宿直也。

五月十三日
夜前近衛家より御書附御渡相成候由、於御前拜見仕候、亦々云々評議有之、今

近衛邸評議

日銘々議奏衆、陽明家(近衛家)等へ參殿、拙子三條家へ晚景より參殿、先克都合也。夜八過退出、則出勤云々言上仕候、又々中山へ差越候。

此れにて如何に其の運動が、尋常でなかつたか、判知る。

五月十五日

今日四時(午前十時)過、御供揃にて御參殿、御控席へ御著座、暫あつて御對顔、暫時御引入にて、御料理御頂戴、又々御休息所にて御對顔、尤中山大納言様、正親町三條大納言様、岩倉左中將様御入來、拙子共堀、中山罷出候様被仰付、三人共罷出候、段々大事之御評議被爲、在、實に冥加共何とも難申次第也。

今日申半刻(午後五時)比御退出。
近衛邸會合は、實に近頃罕れなる大評定であつたらしく察せらる。

五月十八日

一 出勤前堀子入來、岩倉家より又々云々に付、書附相認候て、九時分(正午)より正親町三條様へ參殿、神谷主殿え一封託置候、又々出殿八後(午後二時)小松

堀大久保等の運動

家え差越罷歸、山田材介子一刻入來、海江田入來、今夕五時(午後八時)より出殿、岩倉家より云々之義有之、堀より問合有之、明朝堀兩卿へ參殿之筋也。

五月十九日

一 今晚中山三條家へ參殿之處、御不快御面談不相調。

五月廿日

一 今朝中山家へ參殿、彌二十二日勅使御下向、三郎様(久光)御出立、且久世御差留之儀、推而及嘆願候。

以上にて如何に薩の君臣が、勅使東行、久光隨行の一件に、努力周旋したか、判知る。

尙ほ此の運動に付ては、近衛忠房との往復書面が、能く其の事情を盡してゐる。

尙以用繁取紛亂書專推覽可給候也。

朝臣評議
内情

昨烏中山忠左衛門へ申置候、久世和州上京御差止め之儀、今朝も三條大納言(實美)入來にて、段々之咄共、一向御陸ヶ敷由故、逆も此上被申立候共、陸ヶ敷存

朝議變更
難

候間、來月(六月)四日和州上洛、御沙汰共伺候て、當地出立之折柄、引續勅使被差立、其元にも下向に不相成ば、甚役人衆之決談も甚陸ヶ敷候間、和州上洛之上、尙又出立之節、其元にも下向と治定被致候様存候。

此の如く六月四日(豫定)久世閣老の上京を竣ち、同人が歸府と同時に勅使も下向、島津も隨行と觀念の外致し方なしと云ふ意味合だ。

逆も幾度被申立候共、如何と於忠房心配候。唯今忠左衛門來候間、可申聞候得共、先以書中申入候間、早々御報御頼申入候也。

五月十八日(文久二年)

忠

房

三

郎殿

亂書御免

此の如く島津の方にて幾回申立て、も、此の朝議は變更は出來ないと云ふ意味を、さつぱり島津に向つて理りたる文面にて、如何に島津君臣の運動が劇甚

第六章 二五 大原、島津東下の延期 (一)

であつたかゝ推察せらるゝ。

大原勅使命せらる

文久二年五月十二日

此度薩摩上京にて色々願事に附、思召あらせり。關東へ大原殿勅使仰出され候。誠に誠に俄にて支度と、のひかひ、御内々半金十五枚御小座敷にて御對面の御時分御手づから下され候。御暇に附御古の御末ひろ一本御さらし一疋下さるゝ。鈴の口に銀十枚、駿河とのに而下さるゝ。御祝酒も下され候。(押小路市子日記)

【二六】 大原、島津東下の延期 (二)

島津強硬

近衛忠房から島津久光當て五月十八日附の書狀(參照 二五)に對し、島津よりは

翌十九日附にて、左の返事を與へた。此れは島津側で餘程思ひ切つたる意氣込もて、突つかゝりたるもので、其中には随分威嚇的文句が、此處彼處に散見してゐる。

尊書被成下難有謹而拜見仕候。先以益御機嫌能被遊御座、恐悅御儀奉存候。然者昨夕者議奏衆よりの御書付忠左衛門(中山)被召呼、御渡被成下、恐入難有拜戴仕候。其節同人より久世大和守引戻候事申上候處、早速正親町三條家へ被仰遣候由、右御返書拜見被仰付、承知仕候。中山家(忠能)へは、今朝堀小太郎(次郎改名)參上仕、委曲申上候處、能き御都合之由に御座候。

以上は議奏中山忠能方への運動の模様を云ふ。

乍併於爰許久世御差留之處、御六ヶ敷御事御座候はゞ、勅使え被仰含、道中行逢候處に而御達有之候而者、何様可有御座哉。右之通節者、私(島津久光)にも差はまり盡力仕候所存に御座候。

此れは久世の上京まで、おめくくと京地に滞在せんよりは、此方より出掛、久世

途中久世
可と打合も

綸言反覆
の難

と東海道中にて出會せば、其節勅使より打合せありても差支あるまい。さる場合には島津自から其事に一と骨折るであらうとの決心だ。

只今に相成、私御當地え被召留候而者、乍恐朝議御變改無御定譯にて、皇威之程も如何と恐入奉存候。

此れは勅使東下の延期に就て云ふのだ。即ち綸言汗の如しとあるに、綸言反覆では、皇威冒瀆の虞れがあるとのこと。

家臣暴發
の恐

殊に多人數之家來共、且被遊御案内候通、偏固短慮之者共に而、此末如何様暴發之者無之とも難申上、別而懸念至極之事に御座候。

此の一節が、云はゞ眼目だ。十二分に威嚇の利き目がある文句だ。

知恩院借
用申込

屋敷も手狭に而、外宅之者段々御座候得者、取締方手に及かね、心配之事に御座候、就而是非滯留被仰付候事御座候はゞ、知恩院を借用仕度奉存候。

知恩院借用の申込は、恐らくは頭痛の種子であるかも知れない。

左様無御座候而者、逆も取締難相成儀に御座候、尤出家罷居候而者、旁混雜之

歸國の威
嚇

事も御座候間、是非御明渡被仰付度、強而奉願候。

知恩院から一切の住僧を追出し、それを島津氏に明け渡せとは、随分無理無體の申込みだ。此れも恐らくは威嚇の一手段であらう。

若此儀も不相成御事に御座候はゞ、無致方次第御座候、折角天下之御爲精々盡力仕候含に而、所存段々言上仕候得共、今通に而者、十分之成功無覺東奉存候に付、乍殘念歸國仕候より外無御座候間、何卒右之趣意深厚被遊御汲取、今一往御勘考被成下度、泣血百拜奉款願候、誠惶謹言。

最後には此の如く歸國を明言するに至つた。此れは頗る手緊しき文句と云はねばならぬ。

二白、御頭痛氣に被爲在候由、折角被遊御保養候様奉存候、毎度亂毫乍恐御海容奉願上候、以上。

尙ほ近衛忠房と中山忠能との間にも、島津よりの申込に付ては、評定したものと見え、五月十九日附にて、中山から近衛へ答へたる左の一書がある。

中山等の
當惑

拜承仕候。御書之趣、御尤に承存候。何分此頃之所望は、各武家(所司代)へ申通し候半では、不奉行事共に候間、兩役(議奏、傳奏)申談に相成候其内には色々有之、實は昨日之論決、下官等には十分之精力を盡し候事に候。流儀之仕來とは餘程はづれ候取計に候へども、忠能等咎を受候儀は少も不恐候間、精々取計候事にて、實に此上は當惑、所詮不行哉に存候併三條とも得と可談候。島津之誠忠小分なりとも可扶勤、心中にて、色々盡誠力候へ共、實に六ヶ敷場合に及、苦心之至に候。且今朝堀入來之趣、書附に相見候へども、其節は久世可被差止との事は、一向不申居候。委細は明朝可言上候。少々痛所増長大に苦居、呈粗札、偏に御宥免奉希候也。

五月十九日

忠

能

左 大 將殿

家司中

封被裏

寺院借貸之事に付而は、先日已來京師之意味、自岩倉得と申入候由に承居候。島家精勤は實に感佩之至に候へども、朝廷に而も、何れ難被行儀を、申候ては、いつ迄も埒明不申と存候。宜申上頼候也。
此れでは中山も周旋の甲斐なきものと云はねばならぬ。

【二七】 大原、島津東下の延期 (三)

近衛忠房
の當惑

前に掲げたる島津久光の名を以て近衛忠房に與へたる威嚇的、強請的文書(參照二六)に就ては、近衛忠房も頗る當惑したる模様だ。彼は五月二十日附にて、左の答書を島津久光に與へた。此れは正直のところ、彼が悲鳴を揚げたるものを見る可きであらう。

實々在體申入候。御密覽頼入候。入覽後投火々々頼入存候也。他見無用々々。

第六章 二七 大原、島津東下の延期 (三)

天朝輕蔑

元來外夷一件不容易儀者、申迄も無之候。其上幕府より去る午年（安政五年戊午）以來、天朝尊奉之道理無之、唯權威を以奉、輕蔑實以一朝一夕之次第に不在、深被惱玉體種々と御配慮而已被遊、何共有志之輩者、悲嘆に迫り候次第、然るに去る申年（萬延元年庚申）より以來、諸浪人共蜂起して、幕役人共度々之損亡、夫に不心附、兎角權威而已相震ひ、正論難相立、實以德川家長久も無覺東、唯々此上者夫々大國之大名、國家之爲、抛身命、正論不相立者、後后如何と懸念に存候處、舊臘尙之助（中山）當春一藏（大久保）被差登、巨細に忠誠之心底被申越、實に感佩不過之候（參照 文久大勢一變上篇 四九一五四）

以上は安政戊午以來朝幕の關係より、延いて天下の趨勢に及ぶ次第を敍したるもの。

忠房の立場

乍去前左府（近衛忠房）に者、隱居殊に落飾迄も被仰付候身體、且參内も被止置候儀、於愚拙（忠房）者若年、且短才、未熟之仕合、其上天子玉座に奉、近候儀者、容易に難相成、次第甚殘懷不、一方、依正親町三條へ、内覽に及候儀に而、前左府（忠房）

愚拙（忠房）に者、今度も其許建白之條々、當然之良策と存込候。

此れは近衛父子に於ては、全然島津と同一所見であると云ふこと。

奸佞の満朝

乍去過日來御承知之通、議奏衆一致六ヶ敷、其上に久我内大臣（建通）久世宰相（通照）千種（有文）岩倉（具視）兩中將、各奸佞之人物、種々と以僞、恐多も主上を奉欺、夫よりして主上にも、國忠之者と思召被込、且又中山三條（此の三條とあるは正親町三條のこと）等にも、誠忠と被存込、實以甚々悲嘆無際涯、天朝之有様、遺恨に存候。

此れは朝廷の現状を云ふ、その奸佞の人と云はるゝ面々は、何れも當時主上より信寵を辱なくしてゐる者共だ、彼等を一概に奸佞の徒と云ふは、固より忠房の偏見であらうが、然も他日岩倉の失脚の如きも、畢竟此れが基をなしたるかも知れない。

夫故當節前左府（忠房）在職に而も、痛心而已に而、是と申功者無之哉と、實實御悲歎之御事。

此れは従前の事。

急遽東下
困難

且又和州(久世聞考)上洛之上、御沙汰共伺、夫より出立と申節、勅使(大愿)其許(島津久光)にも出立に及候様、於半途行逢之節、引戻候様との事者、餘り暴に當り、如何之事、逆も夫者六ヶ敷、何卒篤と勘考を加へ、來月(六月)十日前後迄、滞在之儘、在度との評定之由、最早幾度も被申立候共、強上に相當、却て如何と被存候。朝議既に久世上洛後と定りたる上は、到底島津の意見通りに、それを待たずして東下は行はれ難しとのことだ。

知恩院借
用困難

知恩院之儀者、非常之節に者、何とか勘考可有哉に存候得共、是逆も六ヶ敷次第之由、何卒此上者表向武傳え願立候歟、又者所司代え申込、知恩院借受候歟、兩様之内ならでは、埒不明と存候。

島津歸國
亦困難

此の如く江戸へ出發も六ヶ敷、知恩院借用も六ヶ敷、さりとて島津の歸國は猶更ら六ヶ敷次第は、和州も引戻しに不相成、上京に而者、其元滞在なくては、何共朝廷御案事申上

候。

との文句にて分明だ。

篤と御深考、後刻中左衛門入來之砌、御報頼入候也。

口述

中左衛門(中山)昨日持參之御書面、早速議奏衆へ差出置候處、尙篤と熟覽可仕との由申來候、其後愚拙所存、議奏第一中山家へ申立候處、右之通中山家より返輪到來候、仍入覽候事。

五月廿日辰刻(午前八時)斗認

忠

房

島津三郎殿へ

内啓

所謂る中山家よりの返輪なるものは、既掲の通りだ(參照二六)。兎にも角にも島津對近衛の談判では、全く行詰りとなつた。

第六章 二七 大原、島津東下の延期 (三)